

第2期川棚町 子ども・子育て支援事業計画

～ 川棚で生まれ、育ち、いつまでも住み続けたいまちをめざして ～



令和2年3月

川 棚 町

はじめに

近年、我が国においては少子高齢化や核家族化が進行し、共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域社会における子育て機能が低下し、子育てに対する不安感や負担感を抱く保護者が増加していると言われており、子育て家庭の地域からの孤立や児童虐待の問題など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況の中で安心して子どもを生み育てるためには、地域社会全体で子育てを支援し、その環境を整えることが求められています。

こうした中、本町においては平成 27 年 3 月に「川棚町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子育て支援施策に取り組んできましたが、令和元年度をもって計画期間満了を迎えることから、令和 2 年度を初年度とする「第 2 期川棚町子ども・子育て支援事業計画」をこのたび策定しました。

本計画の基本理念は、第 1 期計画から引き続き“川棚で生まれ、育ち、いつまでも住み続けたいまちをめざして”であり、未来を担う子どもたちが健やかに生まれ、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせるまちとなるよう、子育て支援施策の充実に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました川棚町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、策定にかかるアンケート調査により貴重なご意見をいただきました町民の皆さまに、心からお礼と感謝を申し上げます。

令和 2 年 3 月

川棚町長 山口 文夫

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制と策定の経緯	3
第2章 川棚町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状	5
1. 人口・世帯の状況	5
2. 人口動態・就労の状況	15
3. 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状	21
4. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況	26
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 基本理念	35
2. 基本目標	35
3. 施策の体系	37
4. 施策の展開	38
第4章 事業計画	57
1. 教育・保育提供区域の設定	57
2. 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策	59
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策	63
第5章 計画の達成状況の点検及び評価	69
1. 推進体制	69
2. 計画の進捗管理	69
資料編	71
1. 川棚町子ども・子育て会議条例	71
2. 川棚町子ども・子育て会議委員名簿	73
3. 策定経過	74

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

川棚町（以下「本町」という。）は、平成21（2009）年度に次世代育成支援対策推進法に基づく「川棚町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、母子の健康保持と子どもの健やかな成長への支援、子育て家庭への支援、子育てと仕事の両立支援、子どもと子育てにやさしい環境づくり、子育て情報の周知など、本町に即した子育て支援施策を推進してきました。また、平成27（2015）年度に策定した町の上位計画「第5次川棚町総合計画後期基本計画」では、「健やかで安心して暮らせるまちづくり」として、「子育て支援の充実」を主要施策として掲げています。

一方、我が国においては、急速な少子化の進行が、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因はさまざまであり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。さらに、「子ども・子育て関連3法」の一つである「子ども・子育て支援法」を平成28（2016）年4月、令和元（2019）年10月に改正し、子ども・子育て支援の提供体制の一層の充実を図っています。

その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

本町においては、平成21（2009）年度に策定した「川棚町次世代育成支援後期行動計画」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「川棚町子ども・子育て支援事業計画」を平成26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本町では、「川棚町子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本町の最上位計画である「第5次川棚町総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2（2020）年度を初年度とする「第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。また、この計画は、以下の内容を内包した本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

○子どもの貧困対策

国の子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本町の子どもへの貧困対策に関する趣旨を盛り込んだ計画として策定

(2) 他の計画との関係

本計画は、「第5次川棚町総合計画」を上位計画とし、本町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、町の関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度～6（2024）年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

(年度)

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
川棚町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制と策定の経緯

[アンケート調査の実施]

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「子育て支援に関するアンケート調査」を平成31（2019）年1月に実施しました。

[ヒアリング調査の実施]

本計画の策定に当たり、地域の教育・保育・子育てに関わる方々の意向や地域の情報を把握し、計画策定の参考とするため、子育て支援団体に対するヒアリング調査を令和元（2019）年7月に実施しました。

[子ども・子育て会議の開催]

本計画の策定に当たり、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「川棚町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[パブリックコメントの実施]

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを令和2（2020）年1月に実施し、町民の意見反映を行いました。

第2章 川棚町の子ども・子育て家庭を 取り巻く現状

第2章 川棚町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

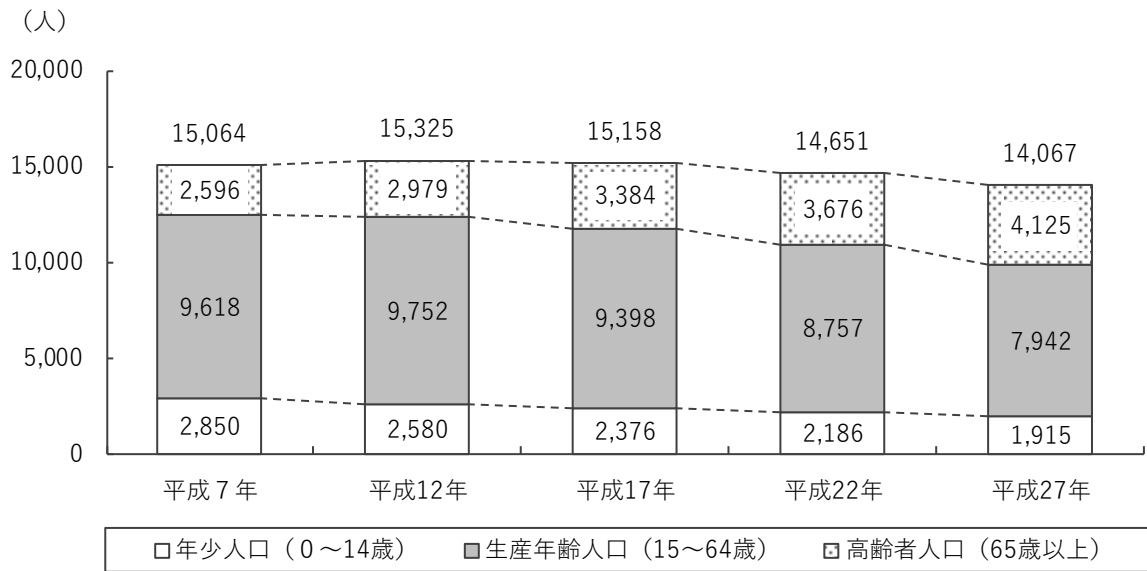
1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

平成7年から平成27年までの長期的な人口推移を国勢調査でみると、平成12年以降、総人口は緩やかに減少しています。

内訳をみると、年少人口は年々減少し、平成7年からの20年間で935人の減少となっています。一方、高齢者人口は増加傾向にあり、同比較で1,529人の増加となっています。このことから、川棚町では少子高齢化の状況がみられます。

■人口の推移■

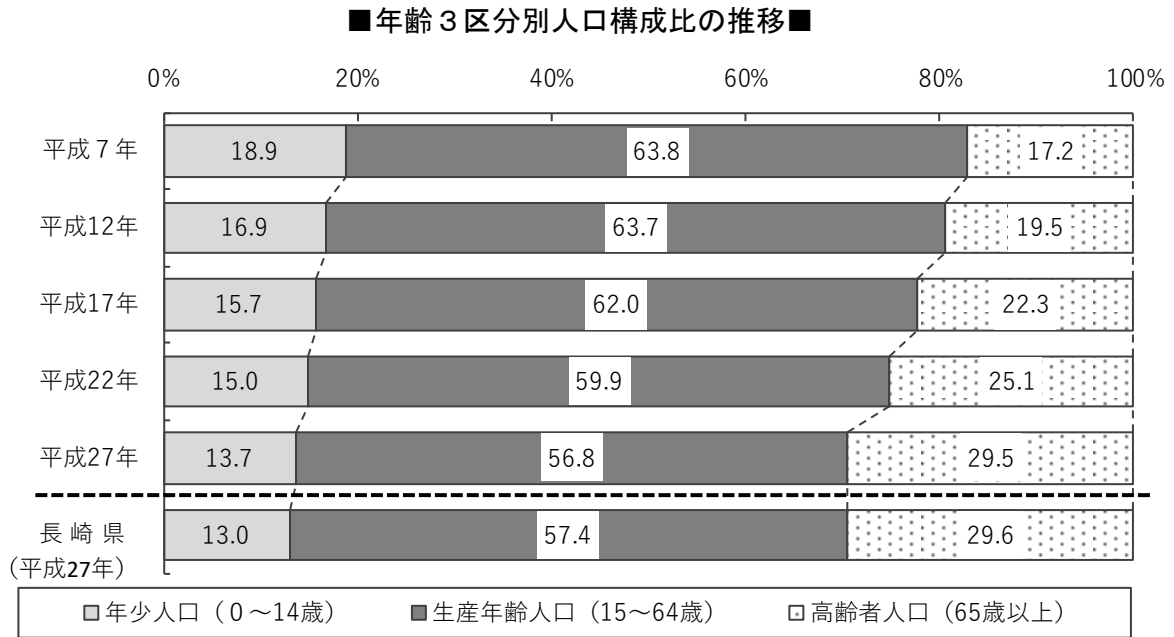


※) 計は年齢「不詳」を含む

資料) 「国勢調査」(各年)

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口割合は年々減少し、高齢者人口割合は増加しています。平成7年までは年少人口が高齢者人口の割合を上回っていましたが、平成12年を境に逆転しています。平成27年における3区分人口構成比を長崎県と比較すると、本町は県とほぼ同様の傾向となっています。



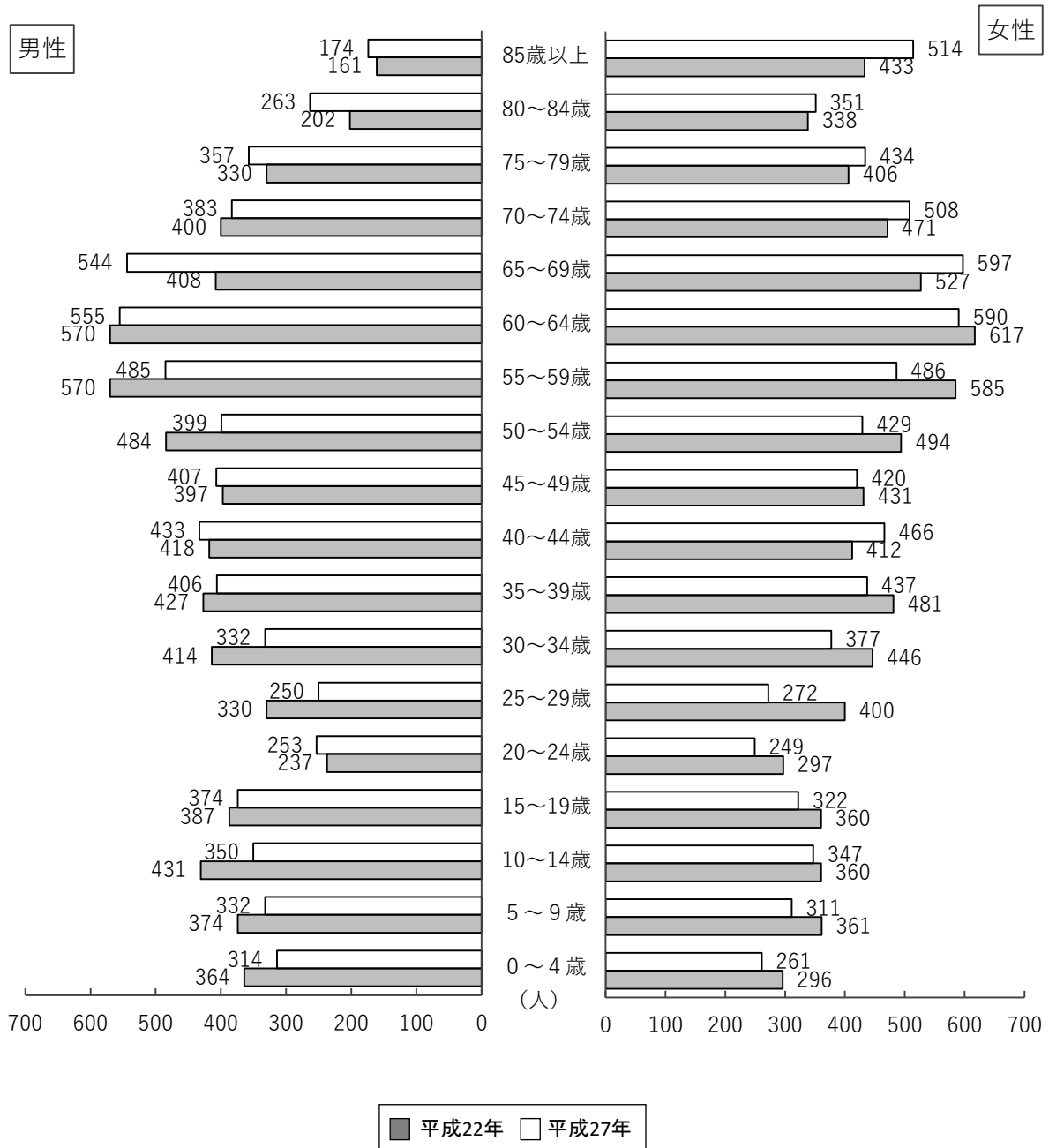
※) 構成比は分母から「不詳」を除いて算出

資料) 「国勢調査」(各年)

(3) 人口構造

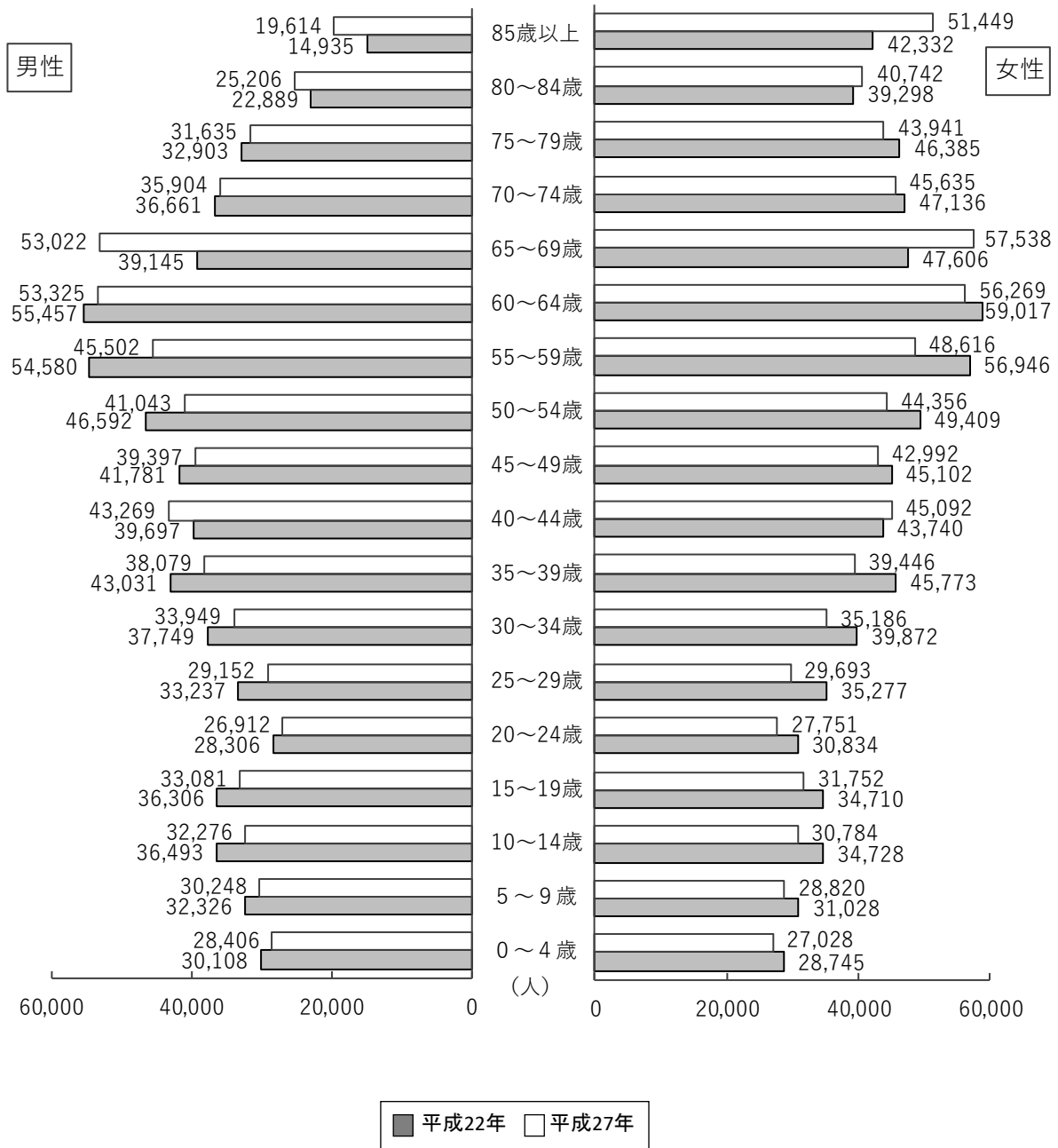
平成22、27年の国勢調査による5歳階級人口構造の比較を行うと、子どもの人口が減少する一方で、65歳以上の層での増加が目立ち、ピラミッドの重心が上に移動していることがわかります。県と比較すると、ピラミッドはほぼ同じ形状となっています。

■人口構造（川棚町）■



資料)「国勢調査」(各年)

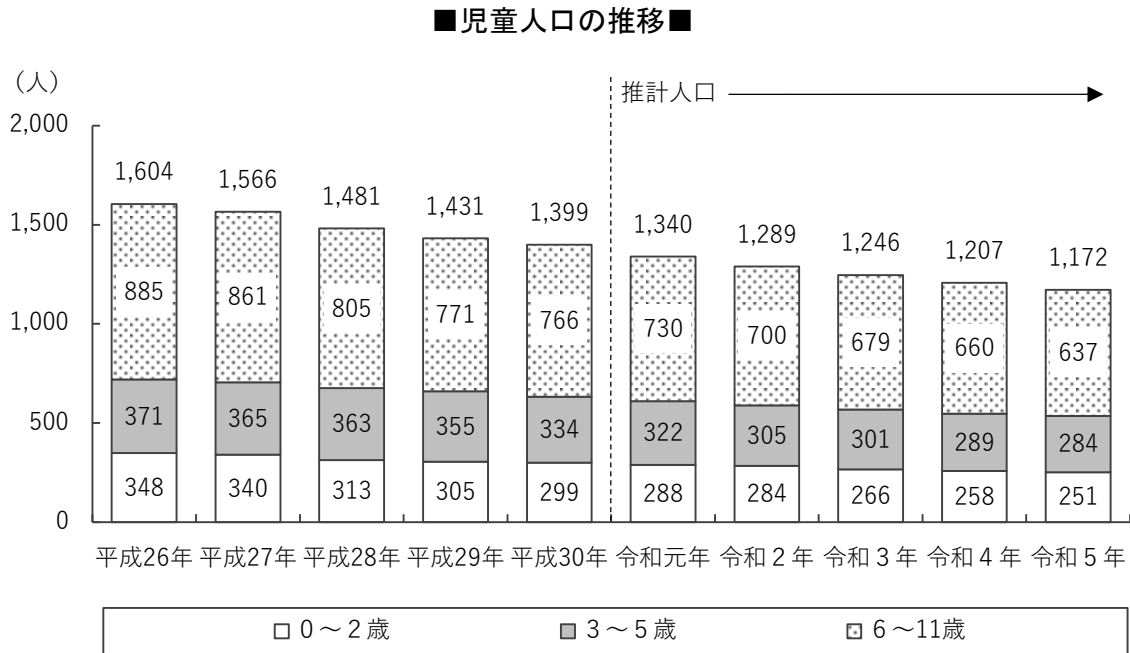
■人口構造（長崎県）■



資料)「国勢調査」(各年)

(4) 児童人口の推移

児童人口（0歳～11歳人口）の推移をみると、平成26年以降いずれの年齢層においても減少傾向にあり、5年間で205人の減少となっています。前年対比の増減率をみると、平成30年／平成29年比で、0～2歳人口がマイナス2.0%、3～5歳人口がマイナス5.9%、6～11歳人口がマイナス0.6%と落ち込んでいます。



(単位: 人、%)

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実数	0～2歳	348	340	313	305	299
	3～5歳	371	365	363	355	334
	6～11歳	885	861	805	771	766
	計	1,604	1,566	1,481	1,431	1,399
増減率 (前年対比)	0～2歳	-	-2.3	-7.9	-2.6	-2.0
	3～5歳	-	-1.6	-0.5	-2.2	-5.9
	6～11歳	-	-2.7	-6.5	-4.2	-0.6
	計	-	-6.6	-15.0	-9.0	-8.5
構成比	0～2歳	21.7	21.7	21.1	21.3	21.4
	3～5歳	23.1	23.3	24.5	24.8	23.9
	6～11歳	55.2	55.0	54.4	53.9	54.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

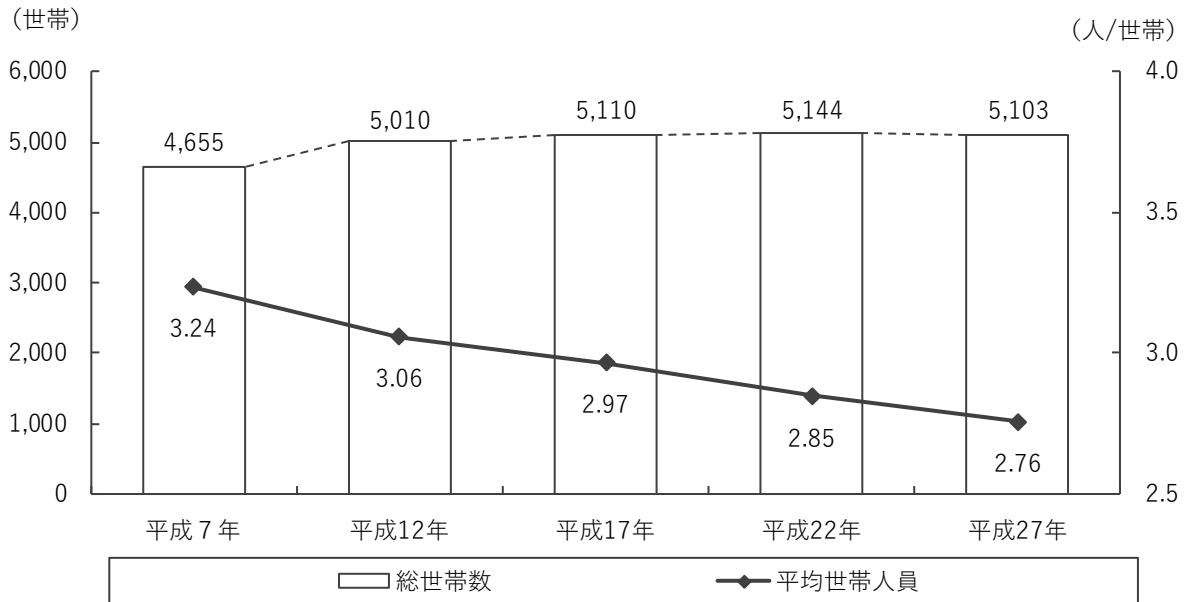
資料) 「住民基本台帳」(各年)

(5) 総世帯数、平均世帯人員の推移

平成7年から平成27年までの総世帯数の推移をみると、平成22年から平成27年にかけて41世帯の減少がみられますが、長期的には増加傾向にあります。一方、平均世帯人員は年々減少しており、平成27年には2.76人/世帯となっています。

県と比較すると、平成27年の本町の平均世帯人員の値は県をやや上回っています。

■総世帯数、平均世帯人員の推移■



資料)「国勢調査」(各年)

(単位：世帯、人、人/世帯)

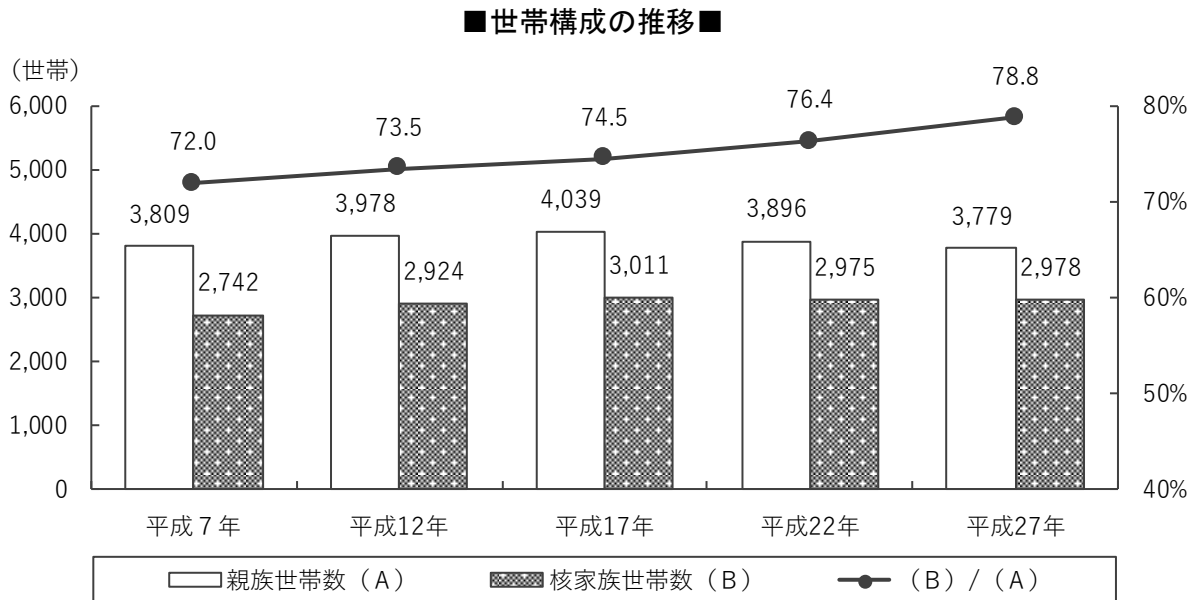
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
総世帯数	4,655	5,010	5,110	5,144	5,103	560,720
人口	15,064	15,325	15,158	14,651	14,067	1,377,187
平均世帯人員	3.24	3.06	2.97	2.85	2.76	2.46

資料)「国勢調査」(各年)

(6) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、平成17年以降、親族世帯、核家族世帯とも減少傾向にあります。また、親族世帯に対する核家族世帯の割合の推移をみると、年々増加し続けており、平成27年では78.8%となっています。

平成27年の本町の核家族世帯の割合を県と比較すると、本町は県の割合を下回っています。



資料)「国勢調査」(各年)

(単位：世帯、%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
親族世帯数 (A)	3,809	3,978	4,039	3,896	3,779	375,347
核家族世帯数 (B)	2,742	2,924	3,011	2,975	2,978	318,696
一般世帯数	4,639	4,989	5,094	5,126	5,086	558,380
(B) / (A)	72.0	73.5	74.5	76.4	78.8	84.9

資料)「国勢調査」(各年)

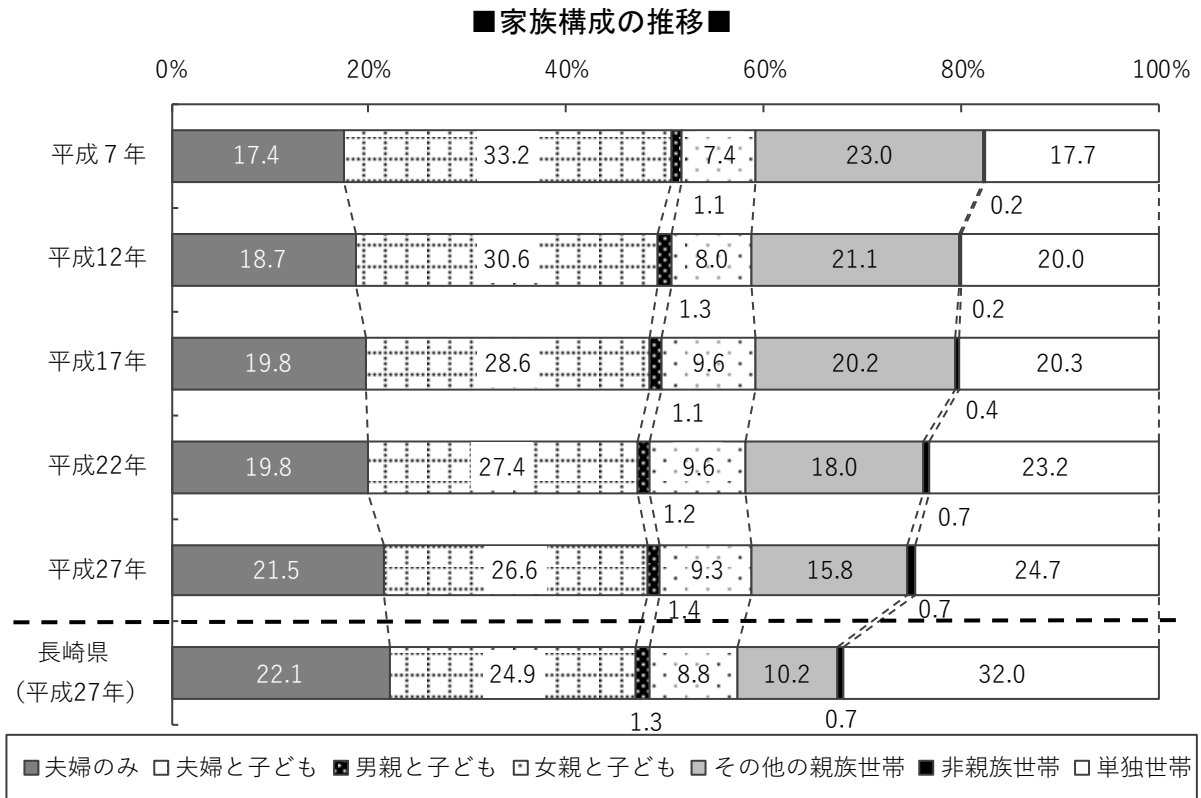
※親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯のことです。

核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のことです。

(7) 家族構成の推移

家族構成の推移をみると、「夫婦のみ」、「単独世帯」の割合が増加傾向にある一方、「夫婦と子ども」、「その他の親族世帯」は減少傾向にあります。

平成27年の家族構成を県と比較すると、本町は「その他の親族世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低くなっています。



資料)「国勢調査」(各年)

(単位:世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
夫婦のみ	807	933	1,008	1,016	1,088	123,350
夫婦と子ども	1,539	1,526	1,459	1,402	1,351	138,733
男親と子ども	52	65	55	64	70	7,447
女親と子ども	344	400	489	493	469	49,166
その他の親族世帯	1,067	1,054	1,028	921	801	56,651
非親族世帯	11	12	19	36	38	3,628
単独世帯	819	999	1,036	1,190	1,253	178,323
一般世帯数計	4,639	4,989	5,094	5,126	5,086	558,380

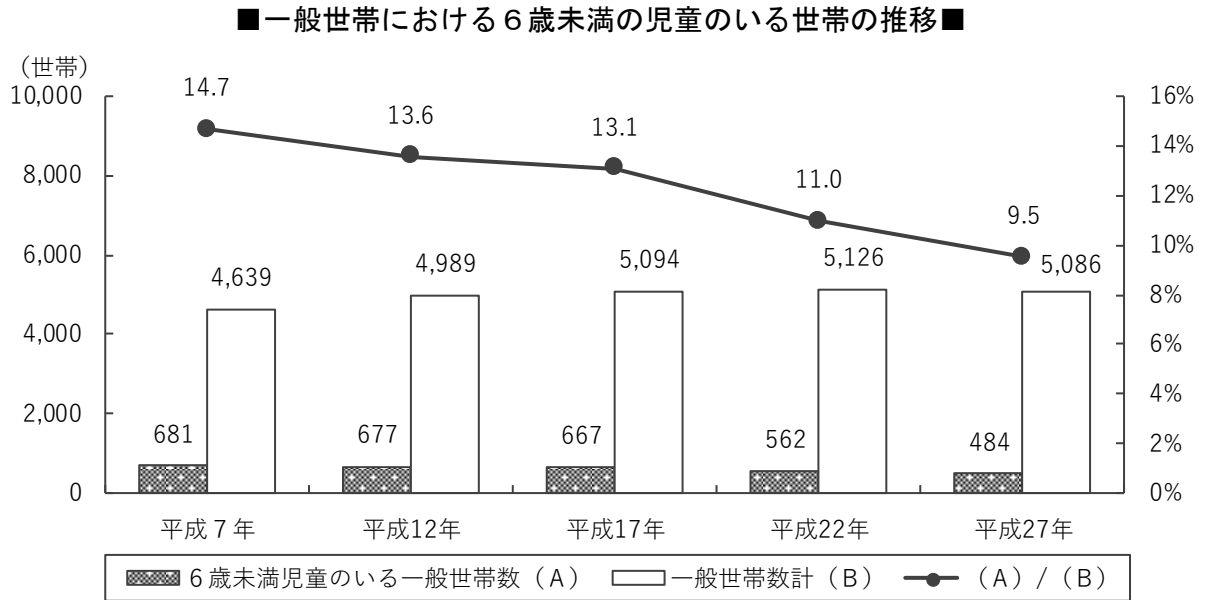
※) 計は世帯の家族類型「不詳」を含む

資料)「国勢調査」(各年)

(8) 一般世帯における6歳未満の児童のいる世帯の推移

6歳未満の児童のいる一般世帯数の推移をみると、年々減少しています。また、一般世帯に占める6歳未満の児童のいる世帯の割合も減少しています。

平成27年の一般世帯に占める6歳未満の児童のいる世帯の割合を県と比較すると、本町は県の値をやや上回っています。



資料)「国勢調査」(各年)

(単位：世帯、%)

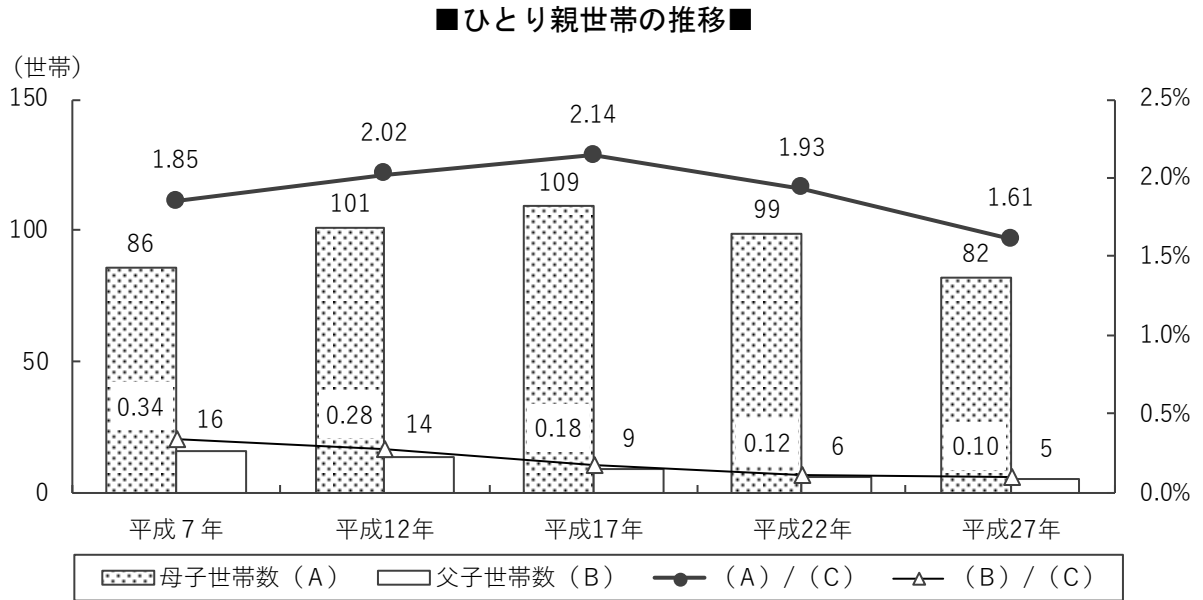
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
6歳未満児童のいる一般世帯数 (A)	681	677	667	562	484	48,986
一般世帯数計 (B)	4,639	4,989	5,094	5,126	5,086	558,380
(A) / (B)	14.7	13.6	13.1	11.0	9.5	8.8

資料)「国勢調査」(各年)

(9) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は平成22年から減少傾向にあり、父子世帯は平成7年以降、減少が続いています。

平成27年の一般世帯に占める母子世帯・父子世帯の割合を県と比較すると、本町は県の値とほぼ同程度となっています。



資料) 「国勢調査」(各年)

(単位: 世帯、%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
母子世帯数 (A)	86	101	109	99	82	9,930
父子世帯数 (B)	16	14	9	6	5	959
一般世帯数計 (C)	4,639	4,989	5,094	5,126	5,086	558,380
(A) / (C)	1.85	2.02	2.14	1.93	1.61	1.78
(B) / (C)	0.34	0.28	0.18	0.12	0.10	0.17

資料) 「国勢調査」(各年)

2. 人口動態・就労の状況

(1) 人口動態の推移

人口動態の推移をみると、本町の人口は減少傾向にあります。自然増減の状況を見ると、いずれの年も死亡が出生を上回り、社会増減については、各年とも転出が転入を上回っています。

■人口動態の推移■

(単位：人)

	人口増減	自然増減		社会増減		その他の増減	
		出生	死亡	転入	転出	増加	減少
平成 25 年	-120	117	165	526	599	2	1
平成 26 年	-124	110	164	513	583	3	3
平成 27 年	-134	106	170	523	591	0	2
平成 28 年	-189	102	168	483	603	1	4
平成 29 年	-112	93	169	525	561	0	0

資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(各年)

(2) 昼夜間人口比率の動向

昼夜間人口比率は90.4%となっており、町外への流出超過となっています。

■昼夜間人口比率■

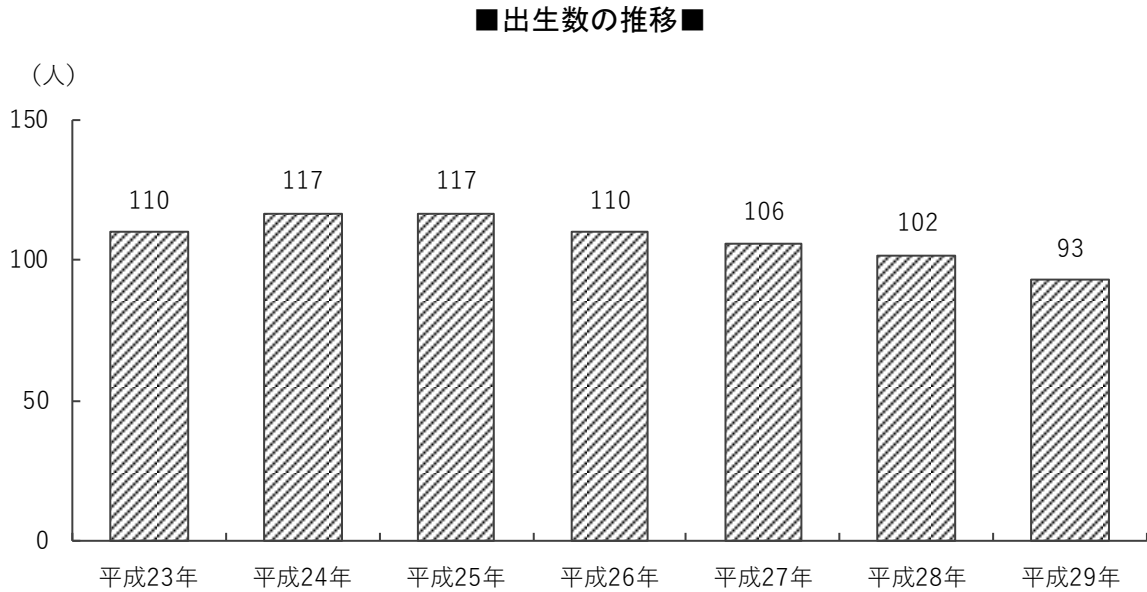
(単位：人、%)

	昼間人口	常住人口	昼夜間人口比
川棚町	12,710	14,067	90.4
長崎県	1,374,210	1,377,187	99.8

資料) 「国勢調査」(平成27年)

(3) 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成26年以降は減少傾向となっています。



資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(各年)

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成28年以降減少傾向を示しており、平成29年においては1.48となっています。

平成29年の合計特殊出生率を長崎県・全国と比較すると、全国とはほぼ同程度の値となっていますが、長崎県の数値を大きく下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移 ■

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
川棚町	1.54	1.62	1.48
長崎県	1.67	1.71	1.70
全国	1.45	1.44	1.43

資料) 「統計年報(人口動態編)」(県福祉保健課)

(5) 未婚率の動向

15歳以上の未婚率をみると、男性は28.2%、女性は20.5%で、男性の方が高くなっています。年代別にみると、男性の25～29歳で約7割、30～34歳で約5割が未婚であることがわかります。女性も25～29歳で約6割、30～34歳で4割弱が未婚となっています。

県と比較すると、男性、女性ともに25～29歳の層で、県の値を大きく上回っています。

■ 性別年代別未婚率（15～49歳） ■

（単位：人、％）

	男性				女性			
	総数	未婚実数	未婚率	長崎県 未婚率	総数	未婚実数	未婚率	長崎県 未婚率
15歳以上総数	5,615	1,584	28.2	28.3	6,452	1,325	20.5	21.6
15～19歳	374	372	99.5	99.3	322	319	99.1	99.0
20～24歳	253	230	90.9	89.3	249	226	90.8	87.0
25～29歳	250	180	72.0	65.6	272	169	62.1	57.8
30～34歳	332	157	47.3	42.3	377	136	36.1	33.9
35～39歳	406	115	28.3	32.0	437	111	25.4	24.7
40～44歳	433	109	25.2	27.4	466	85	18.2	20.5
45～49歳	407	101	24.8	24.3	420	72	17.1	17.2

資料)「国勢調査」(平成27年)

(6) 婚姻件数、離婚件数の推移

本町の婚姻件数は平成26年以降減少が続いており、離婚件数は増減を繰り返して推移しています。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移 ■

（単位：組）

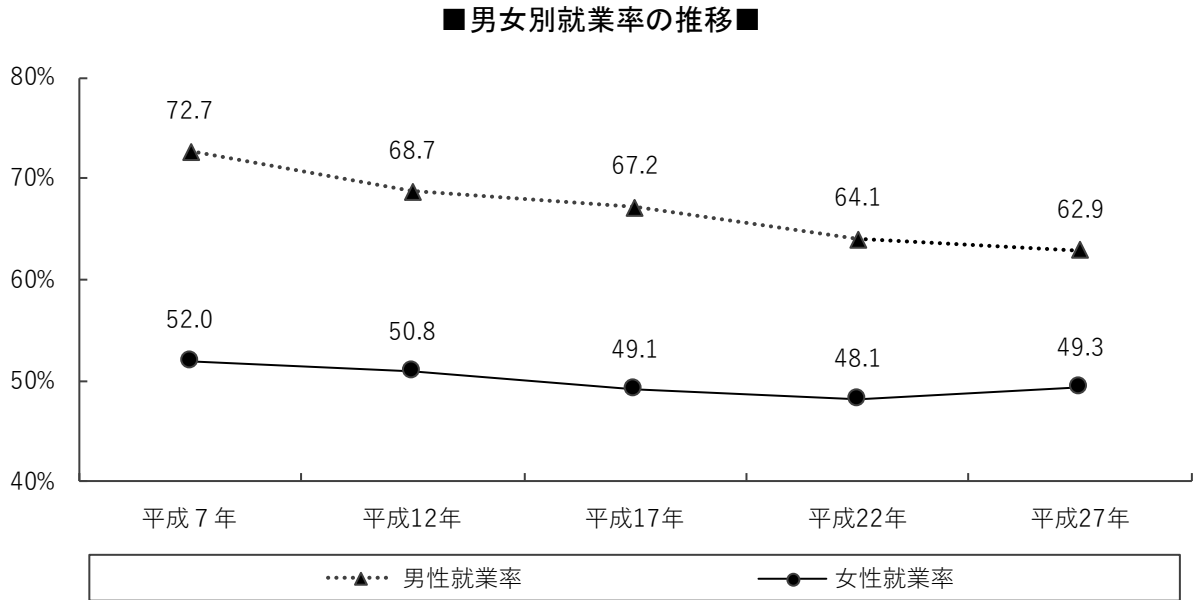
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
川棚町	婚姻件数	54	56	51	51	50
	離婚件数	13	20	21	14	21
長崎県	婚姻件数	6,559	6,137	6,118	6,013	5,831
	離婚件数	2,358	2,316	2,304	2,169	2,089

資料)厚生労働省「人口動態調査」(各年)

(7) 男女別就業率の推移

男女別就業率の推移をみると、男性の就業率は減少傾向となっており、女性の就業率はほぼ横ばいの状態で推移しています。

平成27年の就業率を県と比較すると、本町は男性の就業率はやや下回っていますが、女性は県の値を上回っています。



資料)「国勢調査」(各年)

(単位: %、人)

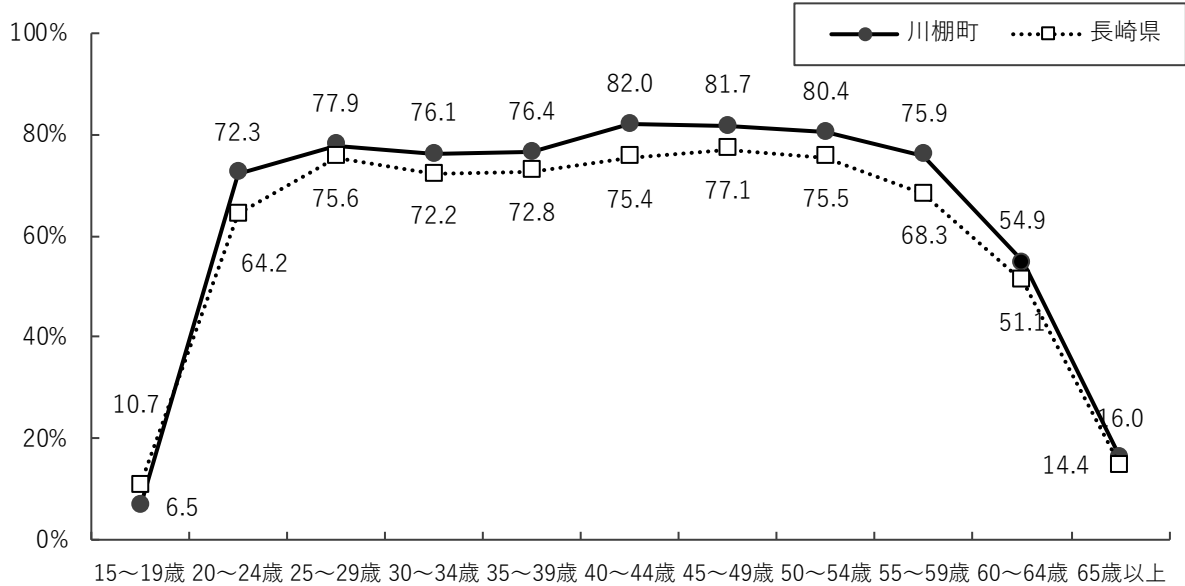
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	長崎県 (平成27年)
就業率	男性	72.7	68.7	67.2	64.1	62.9	63.6
	女性	52.0	50.8	49.1	48.1	49.3	46.0
就業者数	男性	4,112	4,049	3,947	3,674	3,533	349,353
	女性	3,408	3,478	3,393	3,224	3,181	294,801
15歳以上人口	男性	5,659	5,891	5,871	5,735	5,615	549,090
	女性	6,555	6,840	6,911	6,698	6,452	640,458

資料)「国勢調査」(各年)

(8) 女性の年齢別就業率

平成27年における女性の年齢別就業率をみると、20歳から59歳までの層で7割を超え、40歳から54歳までの層は8割を超えています。平成27年の女性の年齢別就業率を県と比較すると、15～19歳を除いた全ての層で県の値を上回っています。平成27年と平成22年を比較すると、30歳から34歳までと55歳から64歳までの就業率の増加が目立っています。

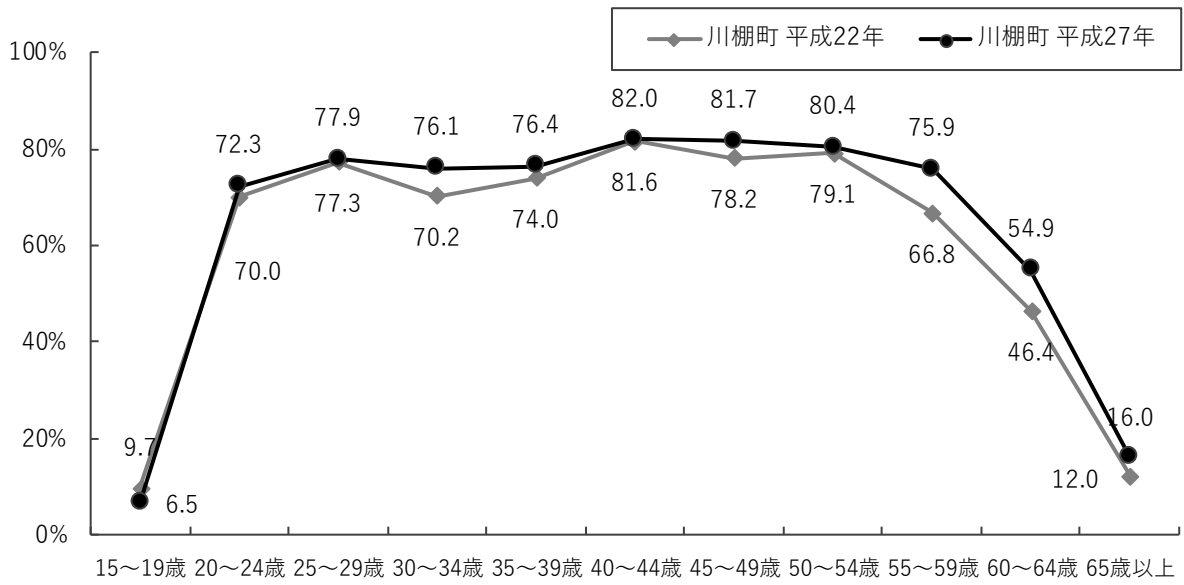
■女性の年齢別就業率■



(単位：人、%)

就業者数		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
実数	川棚町	21	180	212	287	334	382	343	345	369	324	384
	長崎県	3,402	17,820	22,449	25,417	28,710	34,017	33,149	33,505	33,210	28,749	34,373
構成比	川棚町	6.5	72.3	77.9	76.1	76.4	82.0	81.7	80.4	75.9	54.9	16.0
	長崎県	10.7	64.2	75.6	72.2	72.8	75.4	77.1	75.5	68.3	51.1	14.4

資料)「国勢調査」(平成27年)



(単位：人、%)

		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
就業者数	平成7年	81	341	297	284	359	486	474	385	319	186	196
	平成12年	57	312	349	303	337	411	488	452	372	193	204
	平成17年	37	265	324	356	298	331	403	476	430	239	234
	平成22年	35	208	309	313	356	336	337	391	391	286	262
	平成27年	21	180	212	287	334	382	343	345	369	324	384
就業率	平成7年	15.8	81.2	71.2	66.8	70.9	79.9	79.7	74.5	65.2	39.1	12.3
	平成12年	11.7	75.2	72.3	67.9	73.1	79.2	78.1	74.7	69.4	38.9	11.5
	平成17年	9.0	72.6	71.8	72.2	68.8	73.1	79.8	75.9	69.5	44.8	11.6
	平成22年	9.7	70.0	77.3	70.2	74.0	81.6	78.2	79.1	66.8	46.4	12.0
	平成27年	6.5	72.3	77.9	76.1	76.4	82.0	81.7	80.4	75.9	54.9	16.0

資料)「国勢調査」(各年)

3. 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状

(1) 教育・保育施設の状況

①利用児童数の推移

認定保育所入所児童数は平成 28 年度に 156 人に減少、その後少しずつ増加し、平成 30 年度3月末には 176 人となっています。認定こども園は、平成 28 年度に 399 人に増加、その後少しずつ減少し、平成 30 年度3月末には 382 人となっています。なお、就学前児童数は減少傾向にあります。

■利用児童数の推移■

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
認可保育所	238	156	165	176	160
幼稚園	1	0	1	0	0
認定こども園	327	399	398	382	368
就学前児童数	797	775	760	759	714

※ 1) 各年度 3 月末現在

※ 2) 広域受入れ分は含まず

②町内認可保育所の利用状況

町内認可保育所の入所児童数は平成 28 年度に 143 人に減少、その後は 140 人台で推移、平成 30 年度3月末には 147 人となっています。

■町内認可保育所の利用状況■

(単位：か所、人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
施設数	3	2	2	2	2
対象児童	0～5歳児				
定員	195	135	150	150	150
入所児童数	219	143	148	147	146

※ 1) 各年度 3 月末現在

※ 2) 広域受入れ分含む

③町内認定こども園の利用状況

平成30年度3月末現在の町内認定こども園の入園児童数は374人となっており、平成27年度より定員に近い人数で推移しています。

■町内認定こども園の利用状況■

(単位：か所、人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
施設数	2	3	3	3	3
対象児童	0～5歳児				
定員	310	380	380	380	380
入園児童数	319	388	392	374	356

※1) 各年度3月末現在

※2) 広域受入れ分含む

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

①時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は実利用人数及び延べ利用人数ともに、平成29年度まで減少していましたが、平成30年度には増加、実利用人数275人、延べ利用人数11,111人日となっています。

■時間外保育事業（延長保育事業）利用状況■

(単位：人、人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年 (見込)
実利用人数	295	245	230	275	272
延べ利用人数	13,643	12,874	10,647	11,111	10,423

※1) 各年度3月末現在

※2) 保育標準時間認定の利用人数

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は平成 27 年度の実利用人数が 195 人でしたが、平成 28 年度以降は 180 人程度で推移しています。なお、開設箇所数は平成 26 年度から 3 か所で変わっていません。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）利用状況■

（単位：人、か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 （見込）
実利用人数	195	181	188	184	198
開設箇所数	(3) 3	(4) 3	(4) 3	(4) 3	(4) 3

※ 1) 各年度 3 月末現在

※ 2) 開設箇所数の () 内数値は支援単位数

③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業は現在、町内 1 か所で実施体制を確保していますが、これまでに利用実績はありません。

■子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）利用状況■

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 （見込）
延べ利用人数	0	0	0	0	0

※各年度 3 月末現在

④地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は現在、町内に 2 か所設置されています。延べ利用人数は減少傾向にありましたが、平成 30 年度には若干増加し 4,843 人となっています。

■地域子育て支援拠点事業利用状況■

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 （見込）
延べ利用人数	6,613	5,685	4,622	4,843	4,392

※各年度 3 月末現在

⑤一時預かり事業

一時預かり事業は、現在、町内5か所で実施されています。延べ利用人数は平成27年度以降増加、平成30年度には10,578人となっています。

■一時預かり事業（幼稚園型）利用状況■

（単位：か所、人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
実施施設数	2	2	2	2	2
延べ利用人数	5,883	8,541	8,486	9,761	7,915

※各年度3月末現在

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）利用状況■

（単位：か所、人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
実施施設数	5	5	5	5	5
延べ利用人数	678	636	982	817	402

※各年度3月末現在

⑥妊婦健康診査・乳幼児健康診査

妊婦、乳幼児健康診査については、下記健診が実施されており、妊婦健診は100%の受診率となっています。

■妊婦健康診査・乳幼児健康診査実施状況■

（単位：%）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込)
妊婦健診		受診率	100.0	100.0	100.0	100.0
乳幼児健診	4か月健診	受診率	62.6	86.2	54.9	90.0
	7か月健診	受診率	39.8	80.5	45.1	53.2
	1歳6か月健診	受診率	93.5	95.8	91.4	94.6
	3歳児健診	受診率	95.2	95.6	95.7	98.3
幼児歯科健診	1歳6か月健診	受診率	93.5	95.8	94.0	96.8
	3歳児健診	受診率	95.1	95.6	94.7	98.3
	5歳児健診	受診率	95.7	99.2	94.7	94.8

※各年度3月末現在

⑦乳幼児家庭全戸訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業は訪問人数が平成 27 年度の 76 人から増加し、平成 30 年度には 100 人となっています。

■乳幼児家庭全戸訪問事業実施状況■

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
訪問人数	76	83	83	100	90

※各年度 3 月末現在

⑧養育支援訪問事業

訪問人数は 10～20 人台で推移しています。延べ訪問件数は平成 27 年度をピークに減少、平成 30 年度には 21 件となっています。

■養育支援訪問事業実施状況■

(単位：人、件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
訪問人数	15	20	20	20	20
延べ訪問件数	50	27	20	21	25

※各年度 3 月末現在

⑨病児保育事業

病児保育事業（病後児対応型）は延べ利用人数が増加、平成 30 年度には 98 人となっています。

■病児保育事業（病後児対応型）実施状況■

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
延べ利用人数		55	70	98	86

※各年度 3 月末現在

4. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

(1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

①就学前児童

○調査対象：川棚町在住の就学前児童がいる家庭の保護者 400 人

○調査期間：平成 31 年 1 月 11 日～平成 31 年 1 月 31 日

○調査方法：郵送配布・回収

○配布・回収：

(単位：票、%)

配布数	回収数	回収率
400	196	49.0

②小学校児童

○調査対象：川棚町在住の小学生がいる家庭の保護者 400 人

○調査期間：平成 31 年 1 月 11 日～平成 31 年 1 月 31 日

○調査方法：郵送配布・回収

○配布・回収：

(単位：票、%)

配布数	回収数	回収率
400	204	51.0

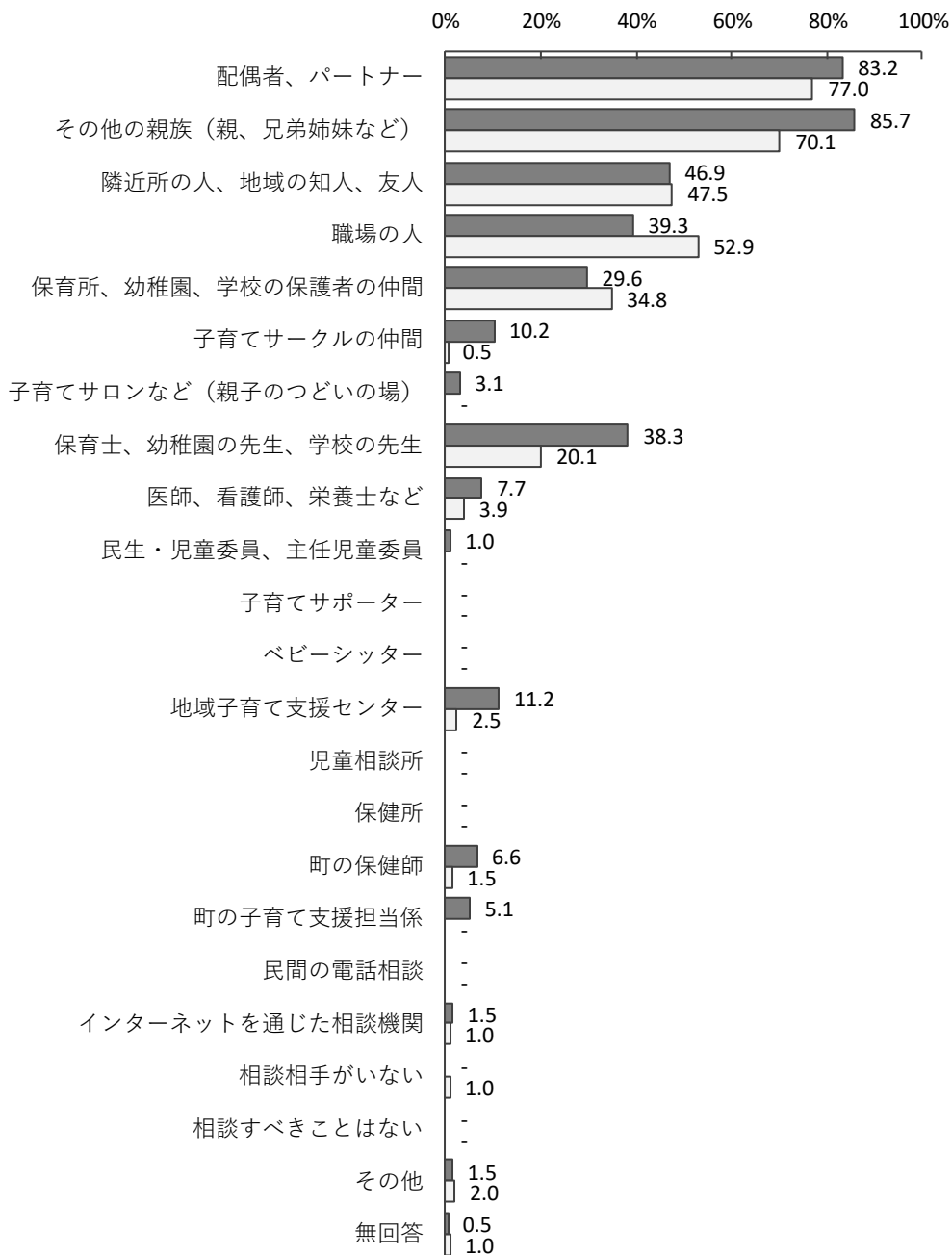
(2) 調査結果 (抜粋)

①子どもの育ちをめぐる環境

<子育ての相談相手>

子育ての相談相手については、就学前児童保護者では「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」(85.7%)、「配偶者、パートナー」(83.2%)が高い割合を占めています。小学校児童保護者では、「配偶者、パートナー」(77.0%)、「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」(70.1%)が多くなっており、主に、家族・親族など身近な人を相談相手としていることがうかがえます。子育て支援機関や行政機関等の相談窓口の割合はおおむね1割以下となっています。

■子育ての相談相手■

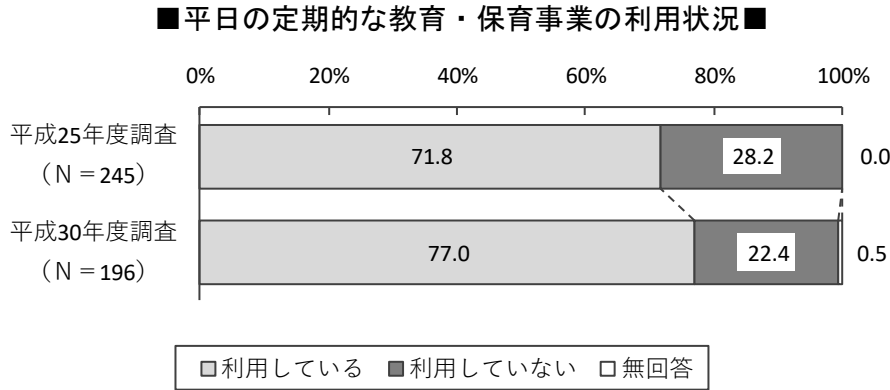


■就学前児童 (N = 196) □小学校児童 (N = 204)

②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

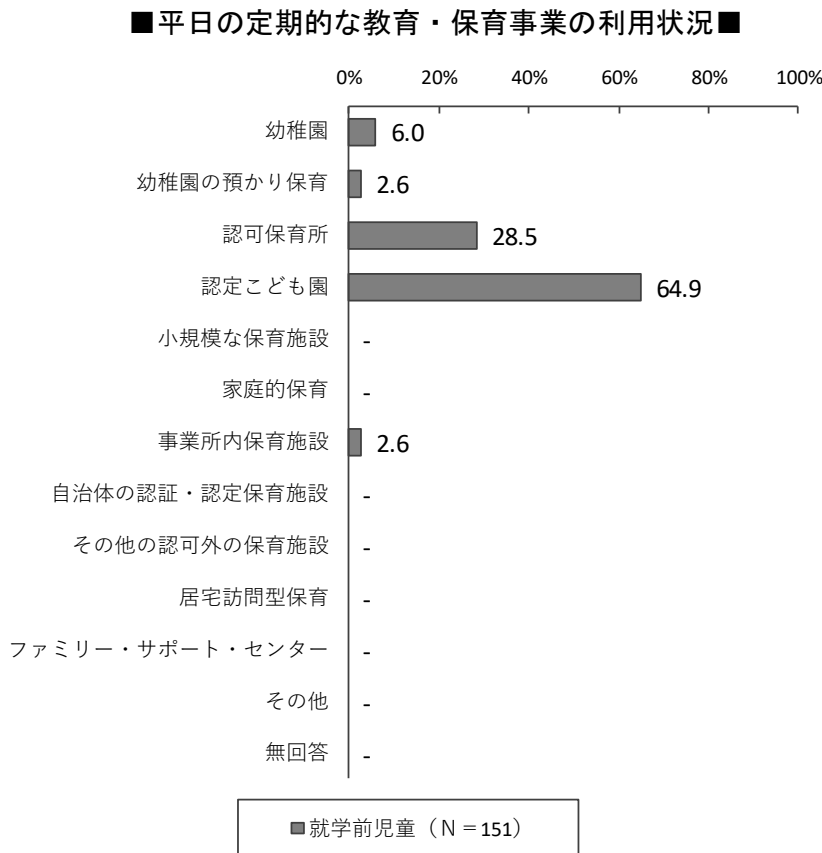
＜平日の定期的な教育・保育事業の利用＞

平日に定期的な教育・保育事業を利用している人について、平成25年度の調査と比較すると、「利用している」の割合が増加し、77.0%となっています。



＜平日に利用している教育・保育の事業内容＞

平日に利用している教育・保育事業については、「認定こども園」(64.9%)の割合が最も高く、次いで「認可保育所」(28.5%)、「幼稚園」(6.0%)の順となっています。



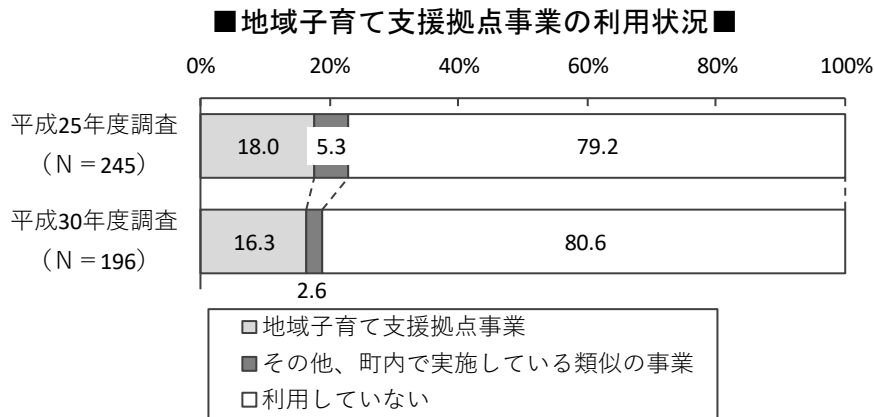
※) 調査時において、川棚町では「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「小規模な保育施設」、「家庭的保育」、「自治体の認証・認定保育施設」、「その他の認可外の保育施設」、「居宅訪問型保育」、「ファミリー・サポート・センター」は実施していません。

③川棚町の地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向（就学前児童）

＜地域子育て支援拠点事業の利用状況＞

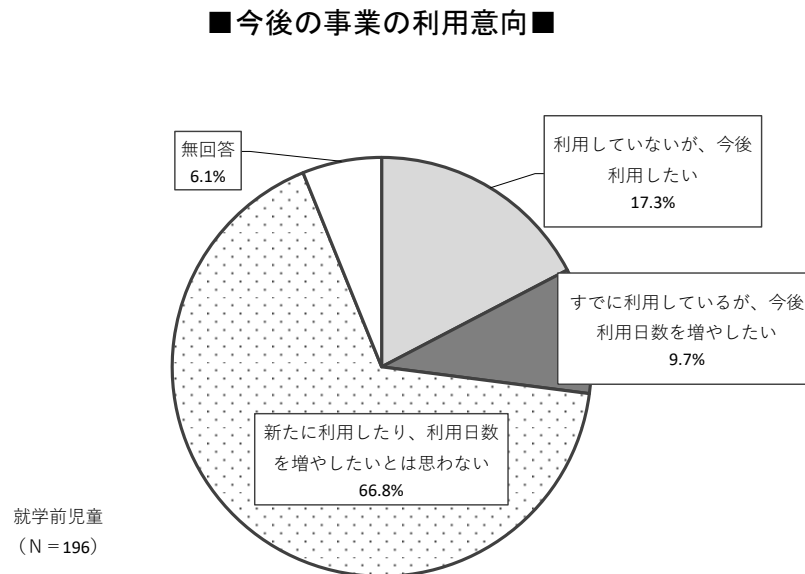
地域子育て支援拠点事業の利用状況について、平成 25 年度の調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加し、80.6%と大半を占めています。

利用状況としては、「地域子育て支援拠点事業」を利用している人が 16.3%、「その他、町内で実施している類似の事業」を利用している人が 2.6%となっており、いずれも前回の調査から割合が減少しています。



＜今後の事業の利用意向＞

地域子育て支援拠点事業について、現在の利用の有無に関わらず、今後の利用意向を尋ねたところ、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」(66.8%)の割合が最も高く、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人は 17.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した人は 9.7%と、利用意向のある人は全体の3割程度となっています。

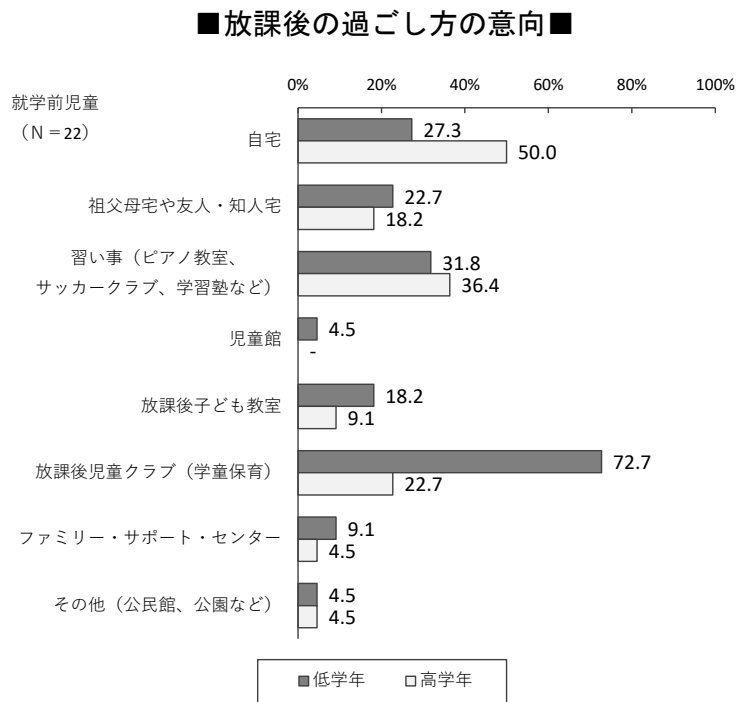


④小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方

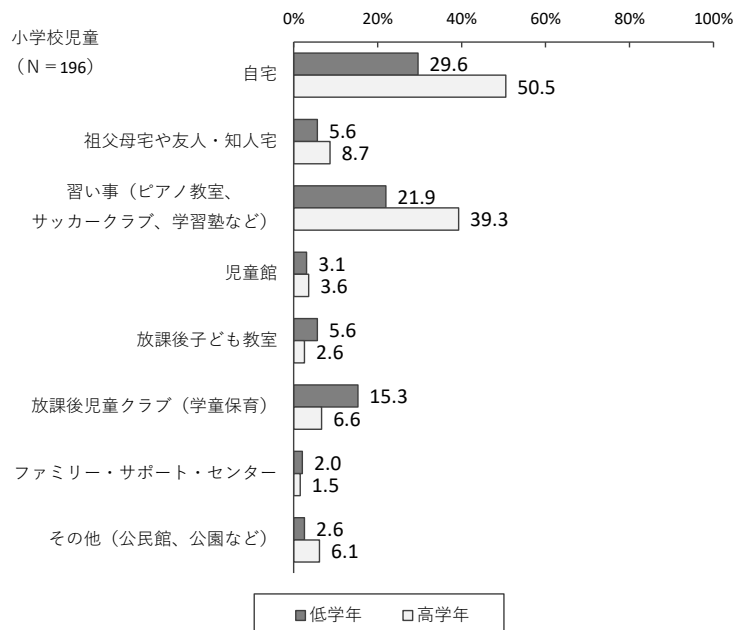
＜小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方の意向＞

就学前児童保護者の小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方の意向について、低学年時は「放課後児童クラブ（学童保育）」（72.7%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（31.8%）が多く、高学年時は「自宅」（50.0%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（36.4%）が多くなっています。

小学生児童保護者は、低学年時では「自宅」（29.6%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（21.9%）、高学年時も同様に「自宅」（50.5%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（39.3%）が多くなっています。



平均 (日/週)	
低学年	高学年
3.67	4.00
2.20	1.75
2.00	2.75
5.00	-
4.00	3.00
4.53	3.80
3.00	1.00
2.00	2.00



平均 (日/週)	
低学年	高学年
3.45	3.14
2.45	2.35
2.07	2.60
3.00	2.14
2.82	3.40
4.66	3.77
3.50	2.67
2.00	2.08

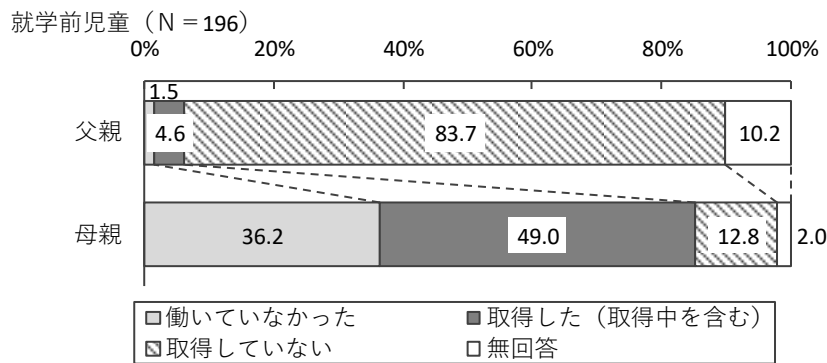
⑤育児休業制度の取得状況（就学前児童）

＜育児休業制度の取得経験＞

育児休業制度の取得について、父親は83.7%が「取得していない」と回答しています。また、母親は「取得した（取得中を含む）」（49.0%）が最も多く、「働いていなかった」（36.2%）、「取得していない」（12.8%）と続いています。

育児休業を取得していない主な理由についてみると、父親では、「母親が取得した」という理由が最も多く、他には「職場に制度がない」、「職場に取りにくい雰囲気がある」など多岐にわたっています。一方、母親は、「出産に伴い退職した」という理由が大半を占めています。

■ 育児休業制度の取得状況 ■

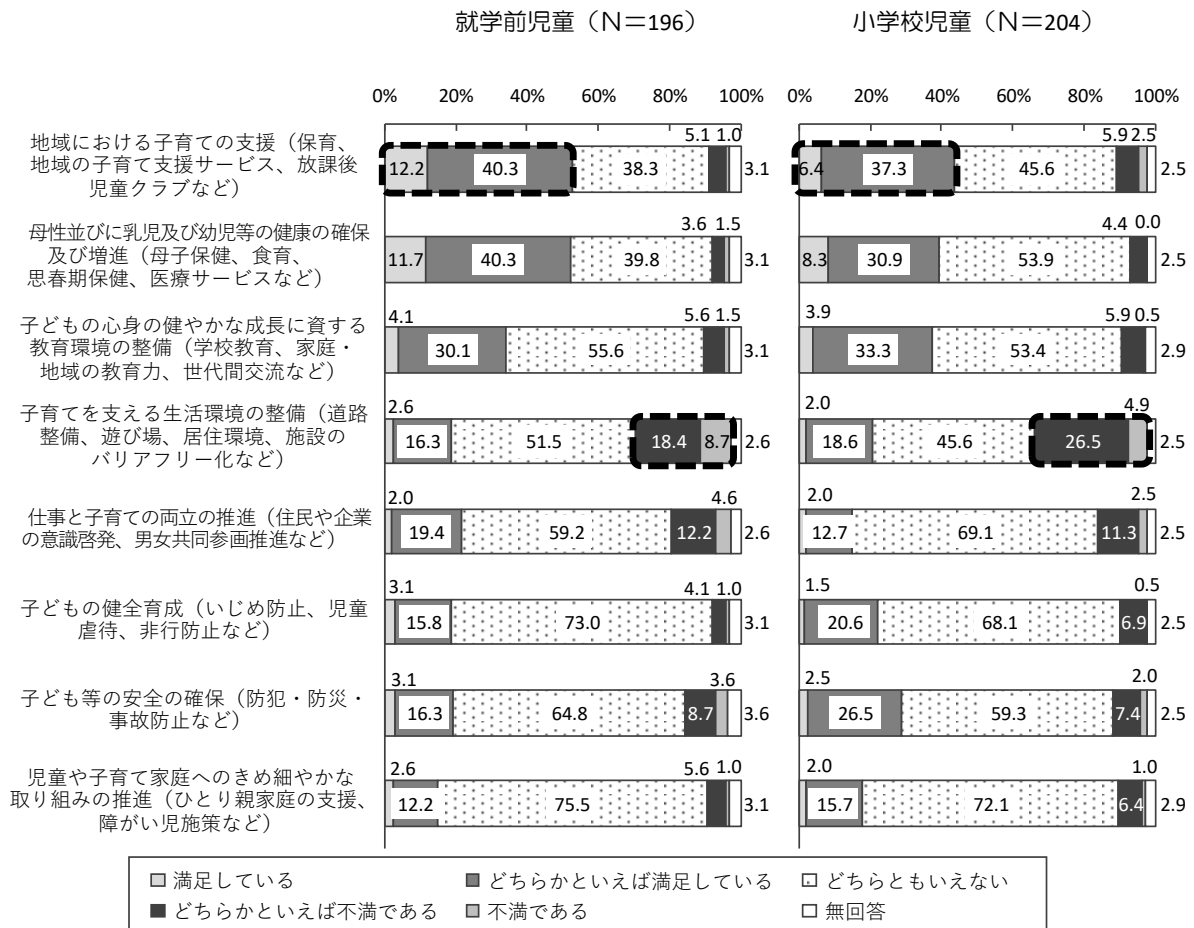


⑥川棚町の子育て支援

＜川棚町の子育て支援についての現状の評価＞

川棚町の子育て支援の取組の現状の評価について、「満足している」と「どちらかといえば満足している」の割合をみると、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「地域における子育ての支援（保育、地域の子育て支援サービス、放課後児童クラブなど）」が最も高く、次いで「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進（母子保健、食育、思春期保健、医療サービスなど）」、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（学校教育、家庭・地域の教育力、世代間交流など）」が続いています。一方、「不満である」と「どちらかといえば不満である」の割合をみると、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「子育てを支える生活環境の整備（道路整備、遊び場、居住環境、施設のバリアフリー化など）」が最も高く、次いで「仕事と子育ての両立の推進（住民や企業の意識啓発、男女共同参画推進など）」、「子ども等の安全の確保（防犯・防災・事故防止など）」が続いています。

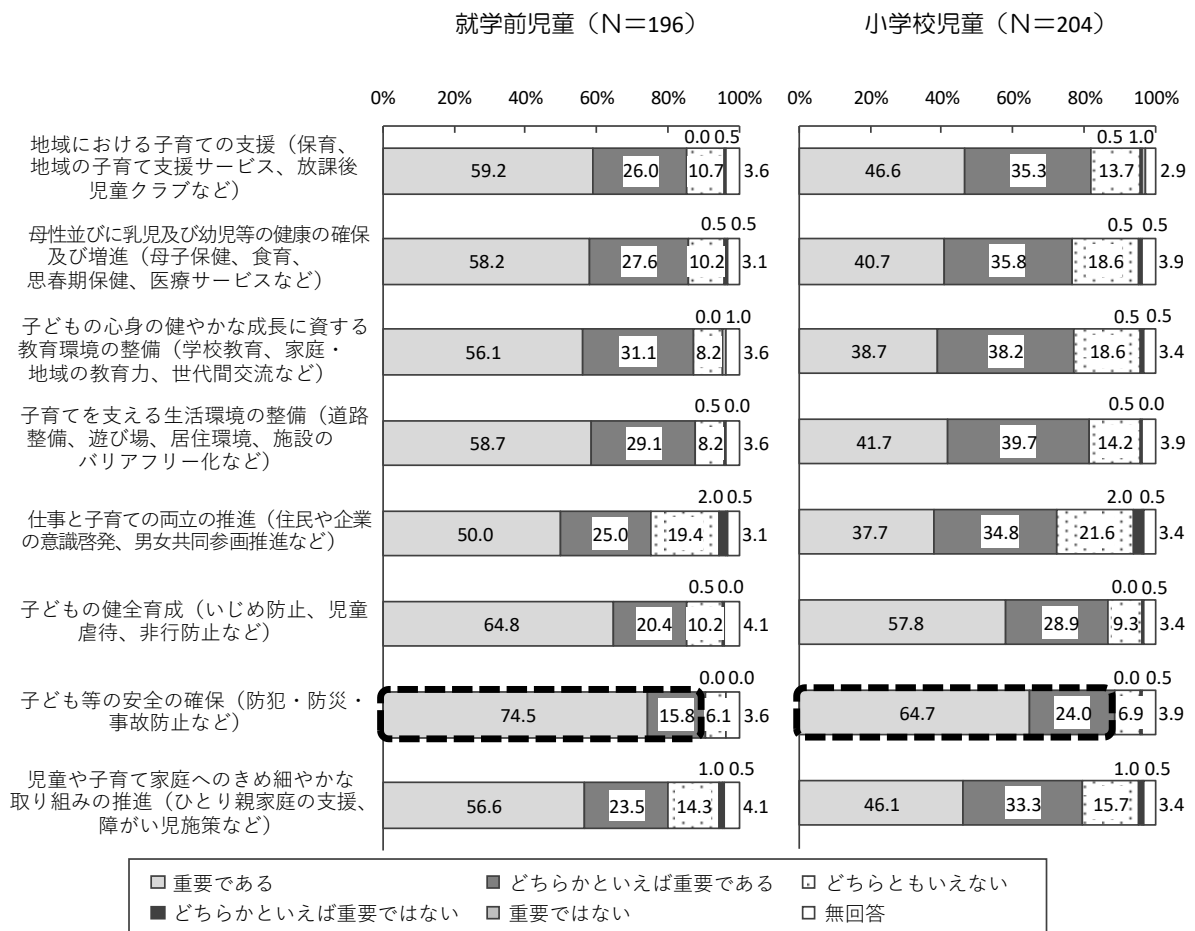
■川棚町の子育て支援についての現状の評価■



＜川棚町の子育て支援についての今後の重要度＞

川棚町の子育て支援の取組の今後の重要度について、「重要である」と「どちらかといえ
ば重要である」の割合をみると、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「子ども等の
安全の確保（防犯・防災・事故防止など）」が最も高くなっています。次いで、就学前児童
保護者では「子育てを支える生活環境の整備（道路整備、遊び場、居住環境、施設のバリア
フリー化など）」（87.8%）、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（学校
教育、家庭・地域の教育力、世代間交流など）」（87.2%）が続き、小学校児童保護者では
「子どもの健全育成（いじめ防止、児童虐待・非行防止など）」（86.7%）、「地域における
子育ての支援（保育、地域の子育て支援サービス、放課後児童クラブなど）」（81.9%）が
続いています。

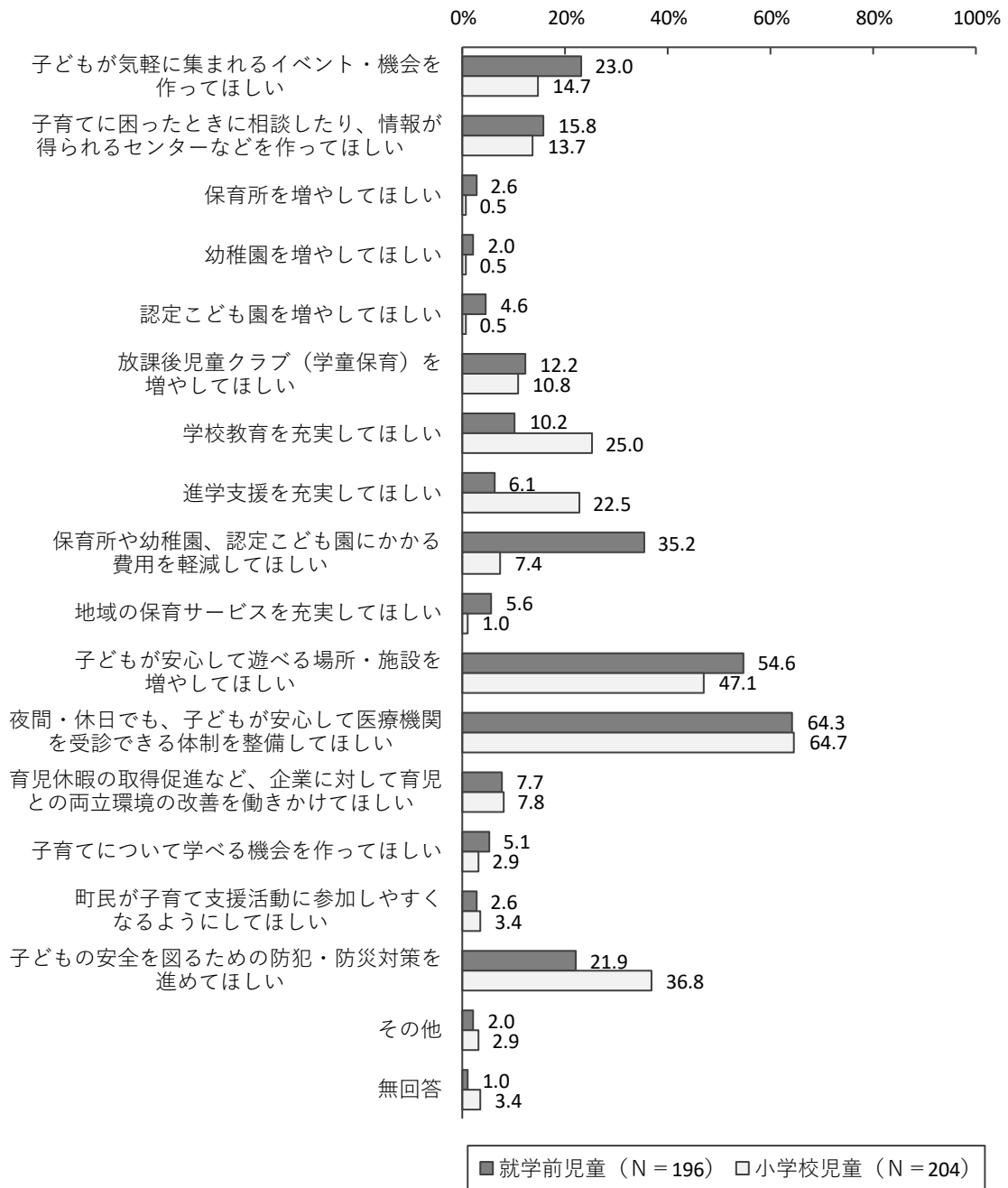
■川棚町の子育て支援についての今後の重要度■



＜川棚町の子育て支援について特に期待すること＞

川棚町の子育て支援について特に期待することをみると、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が最も高く、次いで「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が続いています。3番目に多いのは、就学前児童保護者では「保育所や幼稚園、認定こども園にかかる費用を軽減してほしい」が35.2%、小学校児童保護者では「子どもの安全を図るための防犯・防災対策を進めてほしい」が36.8%となっています。

■川棚町の子育て支援について特に期待すること■



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えが基本であることから、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準にすることが重要です。一方で、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識が求められます。

本町では、これまで次代を担う子どもが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせる社会を構築することを推進してきました。

本計画においても、本町の子ども・子育て支援をより一層推進するため、川棚町が目指すべき基本理念を第1期計画から引き続き次のように掲げます。

《基本理念》

川棚で生まれ、育ち、いつまでも住み続けたいまちをめざして

2. 基本目標

現在、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化している中、まず「親や家族が子育てを担い」、そしてそれを「社会全体が支える」ことを実現することが課題となっています。

本計画においても、「川棚町子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を継承しつつ、計画の推進を図ります。

基本目標1

地域における子育て支援の充実

多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、親子や異世代間の地域における交流の場づくりなど、幅広い子育て支援サービスを推進します。

また、出産や育児に関する不安や悩みを解消するため、気軽に相談でき、保護者同士が子育てに関する情報を提供・交換できる機会、子育て支援のネットワーク整備など、子育てをお互いに支え合う地域づくりを進めます。

基本目標2

子どもを健やかに生み育てる環境づくり

母子の健康づくりに関する相談や各種健康診査、小児医療体制の充実、子育てサークル等を通じた親子の仲間づくりの場の提供などにより、親子がともに健やかに過ごし成長することができる環境づくりを進めます。

基本目標 3	教育環境の整備
---------------	----------------

児童・生徒が男女で協力して家庭を築くことや子どもを育てることの意義について学ぶとともに、思春期の心身の健康づくりのため、いじめや生活上の問題に関する相談・支援の充実に努めます。

また、次代を担う存在として、自分の住む川棚町についての理解を深めるため、ふるさと学習を推進するなど、学校内にとどまらない家庭や地域教育の推進を図ります。

基本目標 4	職業生活と家庭生活との両立の推進
---------------	-------------------------

仕事と家庭のバランスがとれた働き方（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、多様化する就労形態に応じた子育てや家庭生活を支援します。

また、父親の子育てへの参加を促進するとともに、育児休業法等の関連制度の普及・啓発など、家庭や地域、企業が連携して子育てに取り組む意識づくりに努めます。

基本目標 5	安心して子育てできる生活環境づくり
---------------	--------------------------

既存の公共施設の有効活用を図るなど、快適に安心して子育てができる環境づくりに努めます。

また、幅広い世帯構成に応じた居住環境の整備など、生活環境の充実に図るとともに、交通安全・防犯活動の徹底を推進し、子どもの安全確保を推進します。

基本目標 6	要保護児童へのきめ細かな支援の充実
---------------	--------------------------

子育てに関する保護者の不安や負担・ストレスの軽減に努めるとともに、児童虐待の早期発見・防止に取り組みます。

また、情報提供や相談支援の充実等により、経済的に困難を抱える家庭や、ひとり親家庭の自立や障がいのある子どもなど、支援が必要な子育て世帯の生活安定を支援します。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	主要施策
川棚で生まれ、育ち、いつまでも住み続けたいまちをめざして	1 地域における子育て支援の充実	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 子どもの健全育成 (5) 子育て費用の軽減
	2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり	(1) 母子保健・小児医療 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実
	3 教育環境の整備	(1) 生きる力を育む教育の推進 (2) 地域の教育支援体制の整備
	4 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立 (2) 男女共同参画の推進
	5 安心して子育てできる生活環境づくり	(1) 生活環境の整備 (2) 交通安全・防犯対策等の充実
	6 要保護児童へのきめ細かな支援の充実	(1) 支援が必要な家庭への対応 (2) 障がい児施策 (3) 経済的困難を抱える家庭への支援

4. 施策の展開

基本目標 1	地域における子育て支援の充実
---------------	-----------------------

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

少子化が進行する一方で、就労形態や生活スタイルの変化等により、子育て支援サービスに対するニーズは多様化しています。

このため、地域子育て支援センターを拠点として、保護者の状況に応じた、各種事業の実施・充実を図るとともに、適切なサービス利用に向けた周知の充実を図ります。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 利用者支援事業	健康推進課 住民福祉課	子育て家庭や妊婦及びその配偶者に、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。併せて、子育て世代包括支援センターの設置について検討を進めます。
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・母子保健推進員が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行います。 なお、長期入院や長期里帰りや期間中に訪問できなかった家庭は、育児相談へつなぐ等、連携を取っていきます。
(3) 養育支援訪問事業	健康推進課	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭を保健師・看護師が訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図ります。
(4) 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	住民福祉課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開放し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(2) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応し、全ての家庭で安心して子どもを育てることができるよう、保護者の実情を踏まえながら、各種保育事業の実施・充実とともに、適切なサービス利用に向けた周知の充実を図ります。また、広域での連携を図るなど、ニーズに合わせたさまざまな対応策を推進します。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 保育施設運営・給付事業 (通常保育事業)	住民福祉課	保護者の就労や疾病等により、昼間、保育が必要な乳幼児を保育所、認定こども園で預かり、共働き家庭等を支援します。
(2) 一時預かり事業	住民福祉課	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、認定こども園等において一時的に預かり、必要な保護を行います。
(3) 延長保育事業	住民福祉課	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所、認定こども園における通常の利用時間帯を超えて、保育時間の延長を行います。
(4) 休日保育事業	住民福祉課	保護者の仕事等のため、日曜日・祝日における家庭での保育が困難になった場合に8時から17時まで子どもを受け入れる事業で、ニーズ量の減少等に併い現在は実施を見合わせています。今後は必要に応じて対応を検討します。
(5) 病児保育事業	住民福祉課	病気の回復期にあり、集団での保育が困難な子どもを専用スペースで一時的に預かります(病後児対応型)。今後は、佐世保市との連携事業として、佐世保市内の病児・病後児保育施設との相互利用の検討を進めていきます。
(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	住民福祉課	保護者の疾病等のため、家庭での養育が困難になった場合に、児童福祉施設で短期間(原則1回当たり7日以内)、子どもを預かります。
(7) 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	住民福祉課	保護者の就労等のため、夜間や休日における家庭での養育が困難になった場合に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かり、生活指導・夕食の提供などを行います。
(8) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	住民福祉課	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 また、必要に応じて、クラブ内の支援単位を分割するなど、活動の充実を図っていきます。
(9) 保育士の資質向上	住民福祉課	長崎県・県保育協会などによる各種研修について保育士の参加を促進し、資質の向上を図ります。 今後については、佐世保市との連携事業として、佐世保市幼児教育センター主催の研修・講演会について参加できるよう検討を進めていきます。
(10) 保育所等の施設整備	住民福祉課	施設の老朽化等による施設整備や防犯対策整備などに対し支援します。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

地域全体で子育てを支援するため、民生委員並びに主任児童委員をはじめとして、関係機関やボランティア団体、地域住民によるネットワークの構築や相談支援の充実を図ります。

また、性別や年齢に関わらず、さまざまな人とふれあうことは、子ども自身が社会の一員であることを学ぶ機会として重要であり、地域の協力を得ながら、世代間の交流を促進します。

※民生委員・児童委員とは

住民の立場に立った相談・支援者として、知事の推薦、厚生労働大臣の委嘱で市町村に設置される任期3年の職。主な職務は、担当区域内の援助が必要な住民の調査や家庭訪問、安否確認、社会福祉施設や行政機関等との連携など。なお、民生委員は児童委員を兼務している。

※主任児童委員とは

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のため、広域的・専門的に取り組む職。場合によっては、地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当する。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 相談活動の充実	健康推進課 住民福祉課 教育委員会	子育てや教育に関する相談に総合的に応じることができるよう、地域子育て支援センターなどの関係機関・団体との連携、情報提供の充実を図ります。 健康診査等で子育て支援センターの利用が必要と思われる方については、連携を図り、センターの利用につなげていきます。
(2) 子育てネットワークの充実	健康推進課 住民福祉課	子育てに関する問題の解決や子育てのサポートが行えるよう、地域ボランティアや関係団体等のネットワークを構築します。 また、さまざまな機会を捉えて、既存の活動団体への情報提供を行います。
(3) 民生委員・児童委員活動の推進	住民福祉課	子育て家庭に対する相談援助に取り組む民生委員並びに主任児童委員の活動が円滑に行われるよう、活動の周知を図るとともに、関係機関との連携強化を図り、活動を支援します。
(4) シルバー世代による子育て交流の推進	住民福祉課 教育委員会	保育所・学校等において、地域の高齢者と子どもの交流・ふれあいの場を提供し、世代間の交流を促進します。

(4) 子どもの健全育成

子どもの健全な育成のためには、遊びや体験を通じた仲間づくりや社会性の形成が必要です。このため、身近な地域において、安全に参加できる放課後の居場所づくりやさまざまな体験機会とともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる、いじめ・不登校対策や有害情報対策の推進により、健全な環境整備に努めます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 新・放課後子ども総合プランの実施	住民福祉課 教育委員会	小学生を対象として、放課後の安全な居場所を提供するため、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と「放課後子ども教室事業」を連携して実施するよう引き続き検討します。
(2) 青少年活動の充実	教育委員会	「青少年育成町民会議」や「子ども育成会連絡協議会」との連携を図り、各種体験活動・イベントの実施によって青少年の健全育成を推進します。今後も、PTA等との連携により、保護者と子どもの積極的な参加を働きかけます。
(3) いじめ・不登校対策	教育委員会 住民福祉課 健康推進課	児童・生徒のいじめや不登校などに関する問題に対し、担任や管理職をはじめ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、関係者間の連携により相談の対応を図ります。
(4) 有害情報対策	教育委員会	インターネットや携帯電話の性・暴力などに関する有害情報から子どもを守るため、児童・生徒及び保護者に対して、フィルタリングサービス等の手段に関する周知・啓発に取り組みます。

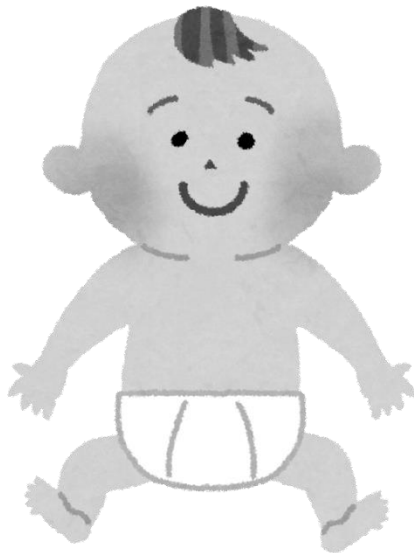


(5) 子育て費用の軽減

子育てに伴う経済的負担は、精神的負担・身体的負担とともに、保護者にとって大きな不安要素です。このような子育て費用の軽減を図るため、各種制度の適正な運用を行います。また、各種制度の変更に当たり、周知の徹底を図り、適切な制度利用につなげます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 出産祝金及び子育て 応援金の支給	健康推進課	第3子以降を出産した母親を対象に、出産祝金を支給します。出生届提出の際に対象者に説明を行い、情報提供をしていきます。また、1歳に達した際には、子育て応援金を支給します（支給要件あり）。
(2) 乳幼児医療費制度の実施	住民福祉課	中学生までの子どもの医療費にかかる一部負担金を助成します
(3) 保育料の軽減	住民福祉課	国の制度に基づき、多子世帯、ひとり親世帯及び非課税世帯等の児童の保育料を軽減します。また、町独自に別途保育料の一部を軽減します。
(4) 乳幼児用おむつごみ袋の 無償配布	住民福祉課	満3歳に達するまでの乳幼児を持つ保護者に対し、おむつを処分するためのごみ袋を配布します。
(5) 学校給食費の助成	教育委員会	小学校から中学校に児童生徒が3人以上在籍する保護者に対し、3人目以降の給食費を助成します。



基本目標 2	子どもを健やかに生み育てる環境づくり
--------	--------------------

(1) 母子保健・小児医療

近年、子どもや親の心身の健康を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、妊娠・出産、子育てに対する不安を軽減できるよう、保健師や栄養士から正しい保健知識の説明や、小児医療に関する情報提供などとともに、発達段階に応じた健康診査等の母子保健事業の充実に努めます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 妊婦に対する指導の充実	健康推進課	妊婦やその家族に対し、安心して妊娠分娩ができ、正しい育児知識を身につけることができるよう、さまざまな機会を通じて、保健師や栄養士より妊娠期から出産、産後についての説明を行い、妊婦の不安軽減、健康づくりを目指します。
(2) 健康診査・指導の充実	健康推進課	妊婦健康診査や乳幼児健康診査など、母子保健に関する健康診査・指導の充実を図ります。また、心身の成長発達の支援を必要とする乳幼児と保護者に対し、遊び等を通して成長・発達に関する育児支援を行うとともに、状況に応じた専門的な指導・助言に取り組みます。 なお、未受診者には訪問等を行い、必要に応じて、その後の経過を確認していきます。
(3) 予防接種の実施	健康推進課	健やかな成長の妨げとなる病気の予防を目的に予防接種を実施し、健全な発育を支援します。また、保護者に対し、出生届提出の際に予診票を配布するとともに、育児相談、健診時の接種勧奨及び予防接種の正確な知識の普及に努めます。
(4) 赤ちゃん学級の開催	健康推進課	「3・4か月児」、「6・7か月児」の乳児保護者を対象として、障がいや発達の遅れ等の早期発見・早期療育、母子の交流を目的に、「赤ちゃん学級」を開催します。発達段階ごとに相談を行い、その時期に必要な事柄を伝え、適切な指導・助言を行うとともに、育児不安の軽減を図ります。
(5) 母子相談の充実	健康推進課	妊産婦や保護者に対して、「窓口相談」や「電話相談」、「家庭訪問」などにより、子育てに関する相談に応じます。また、必要な場合には、養育訪問を実施するなど、適切な保健指導を行います。
(6) 子育てサークルの活動支援	健康推進課	「母子愛育班（3地区ごと）」が主となったわんぱくランドなど、地区ごとのサークル活動を通して、楽しく子育てするための仲間づくりの機会や活動場所の提供を行っていきます。
(7) 訪問指導の充実	健康推進課	保健師・母子保健推進員が、乳児や幼児の家庭を訪問し、安心して育児ができるよう、継続的に指導・助言を行います。
(8) 小児医療情報の提供	健康推進課	医療機関の場所や診察時間、県の小児救急電話相談など、広報誌等を活用し、小児医療に関する情報提供に努めます。

(2)「食育」の推進

近年、家族そろって食事をする機会の減少や朝食の欠食など、食生活の問題がみられるようになっていきます。

このような状況を踏まえ、親や子どもの望ましい食習慣の定着とともに、食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、学習・体験機会の確保や周知・啓発に努めます。

また、地産地消の取組を充実し、地元で根差した「食育」の推進を図ります。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 妊産婦に対する食の情報提供	健康推進課	母子健康手帳を交付する機会を通じて、保健師、栄養士より、妊娠期から出産、産後についての説明を行い、食生活に関する情報提供・栄養指導を実施し、妊婦の健康づくりを目指します。
(2) 保護者への食に関する指導の充実	健康推進課	母親学級、赤ちゃん学級、1歳6か月健診、3歳児健診、5歳児健診などの機会において、栄養士から保護者に対し、離乳食や食事に関する栄養指導・相談を実施します。
(3) 子どもの食育の推進	健康推進課 産業振興課 教育委員会	子どもたちが正しい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活が営めるよう、愛育食育フェスティバル、ふるさと感謝祭、食生活改善推進員による料理教室などの機会を通じ、大人も含めた食に関する指導の場を設けていきます。
(4) 地産地消の推進	産業振興課	食育活動の一環で、子どもが農産物生産現場に触れる機会として収穫体験や試食会を実施し、生産者との交流を行っています。今後も、関係団体や生産者とのさらなる連携を図り、地産地消の推進を含め、取組を展開していきます。



(3) 思春期保健対策の充実

思春期の健康づくりは、健康的な生涯を送るための基盤形成としても重要です。

このため、性に関する正確な知識や薬物乱用、喫煙の有害性に関する知識の普及・啓発を図り、児童・生徒の心身の健康づくりを支援します。

また、中学校においては、保健師が情報提供を行い、養護教諭との連携を図っていきます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 性教育の推進	健康推進課 教育委員会	命の大切さについて学び、母性・父性を育成するため、町内の産婦人科医による講演会を開催するなど、各学校において性教育の推進を図ります。
(2) 薬物・喫煙防止教育の充実	教育委員会	薬物使用・喫煙の健康への影響について、正しい知識の普及・啓発に向けた教育・指導の充実を図り、保護者に対しては学校便り等で周知を行います。
(3) 学校保健の充実	健康推進課 教育委員会	心身の調和した発達を図るため、児童・生徒の健康教育や体力づくりを推進します。 中学校においては、保健師が学校保健委員会委員として情報提供を行い、養護教諭との連携を図ります。



基本目標 3	教育環境の整備
---------------	----------------

(1) 生きる力を育む教育の推進

家庭生活から離れる保育所・認定こども園や学校等の果たす役割は、子どもが健やかに育つ上で重要なものとなります。

子どもが社会の変化の中で主体的に生きる力を育むため、学力向上はもちろんのこと、情操教育等の推進により、総合的な幼児教育・学校教育の充実を図ります。

併せて、教育支援体制の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 学校教育の充実	教育委員会	子どもの一人ひとりの能力や適性を伸ばすため、基礎的な学力の定着に努めるとともに、福祉教育や人権教育、ふるさと学習を推進します。 サポートティーチャーの設置や地域人材のゲストティーチャー登用など、引き続き、教育支援体制の充実を図っていきます。 また、コミュニティ・スクールの運営を推進します。
(2) 読書活動の推進	教育委員会 健康推進課	読み聞かせ等による乳幼児期の情操教育の重要性を啓発するため、ブックスタート事業を実施するとともに、赤ちゃん学級の際に、家庭における実践を呼びかけます。 また、読書フェスティバルの開催など、生涯教育の一環として読書活動を推進します。



(2) 地域の教育支援体制の整備

核家族化の進行や地域の連帯意識の希薄化等により、子育ての孤立が起こりやすい状況がみられ、不安や悩みを抱える保護者も多くなっています。

このため、家庭のみならず、子育て支援ボランティアなどの地域との連携による教育支援環境づくりを進めます。また、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての楽しさや素晴らしさを児童・生徒に伝えます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 子育て学習の充実	健康推進課 住民福祉課	赤ちゃん学級での子育て講話や保育園等での出前講座において、子育てに関する学習を実施します。併せて、育児相談、健診時にその時期に必要な情報提供を行います。今後も継続して実施するとともに、内容の充実を図ります。
(2) 子育てボランティア活動の支援	健康推進課 住民福祉課	母子愛育班など、自発的・自主的に取り組む子育て支援ボランティアの育成・支援に努めます。
(3) 社会教育施設等の整備・充実	教育委員会	地域住民と子どもの交流、子どもの自主性・社会性を育む場として、既存施設を含む社会教育施設等の整備・充実を図ります。
(4) 乳幼児とのふれあい体験	住民福祉課 教育委員会	小学校の学習の一環、中学校の職業訓練などの機会において、児童・生徒と乳幼児と相互にふれあう体験機会を提供します。



基本目標 4	職業生活と家庭生活との両立の推進
---------------	-------------------------

(1) 仕事と子育ての両立

職業生活と家庭生活との両立支援に向けて、育児休業制度等の周知・啓発や情報提供の充実により、保護者が働きやすい職場環境の整備を推進します。また、教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通して、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

また今後は、地域活動に対する職場の理解についても働きかけていきます。

※育児休業制度とは

育児・介護休業法に基づく制度で、労働者が1歳に満たない子どもを養育するために休業を取得できるもの。事業主に申請することにより、子どもが1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得できる（1人の子どもあたり1回に限られる）。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 職場における意識の啓発	産業振興課	男女がともに支え合って働くことができるよう、労働時間や就労形態等について、商工会を通して、各企業に対し周知を行い、意識啓発に努めます。 今後は、地域活動に対する理解についても働きかけていきます。
(2) 育児休業取得の推進	産業振興課	男女に関わらず育児休業の取得を推進するため、制度の情報提供の充実とともに、事業者への働きかけに取り組みます。
(3) 職業生活と家庭生活の両立支援	産業振興課	ハローワーク等との連携を図り、再就職のための講座や能力開発のための講習会に関する情報提供を行います。今後も、男女がともに子育てに参加できる環境づくりに努めます。

(2) 男女共同参画の推進

男女が協力して家庭を持つことや子育てに取り組むことの大切さを理解できるよう、地域住民に対する学習機会の提供や周知・啓発に努め、地域における男女共同参画を推進します。

また、父親の子育てへの参加を促進するための取組を進めます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 学校における男女共同参画学習の充実	教育委員会	総合的な学習時間等を利用して、男女共同参画に関する学習の機会を設け、児童・生徒に対する啓発に取り組みます。
(2) 男女共同参画の環境づくり	総務課	男女共同参画社会の実現のため、関係機関・団体と連携し、各種講座や講演会等を開催し、地域住民への意識啓発に努めます。また、関係団体との連携により講演会等を実施しており、今後も継続して取り組めます。
(3) 父親の子育て参加の促進	健康推進課 住民福祉課	育児を母親だけの負担としないため、夫婦で子育てについて考える機会づくりや啓発に取り組むことで父親の育児への関心・対処能力を高め、子育てへの参加を促進します。今後も地域子育て支援センター等の場所を活用し、父親への啓発の機会を捉え、各種講座や活動への参加を呼びかけていきます。



基本目標 5	安心して子育てできる生活環境づくり
---------------	--------------------------

(1) 生活環境の整備

全ての子どもや子育て家庭が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共施設や道路交通環境、遊び場の施設等の計画的な整備により、外出に配慮した生活環境の整備を推進します。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 住居の環境整備	建設課	町営住宅について、子育て世帯等の世帯構成に応じた安全な居住環境の整備に努めます。併せて、「川棚町公営住宅等長寿命化計画」を基に、公営住宅の長寿命化を図っていきます。
(2) 生活道路の整備	建設課	通学路を含め、全ての人が安心して利用できる道路や歩道の整備を計画的に行います。
(3) 交通安全施設の整備 促進	建設課 総務課 教育委員会	通学路を含め、交通安全施設（防護柵、区画線、カーブミラーなど）の整備を計画的に行います。
(4) 遊び場の整備	建設課	住民のふれあいの場、子育て家庭や子どもが身近に集える場として、公園の適切な整備に努めます。地域の実情を踏まえ、維持管理の充実を図ります。また、定期的に施設の安全点検を実施し、老朽化した施設の維持補修工事を行うことで、施設の長寿命化を図っていきます。



(2) 交通安全・防犯対策等の充実

子どもが地域において安全に生活できるよう、交通安全教育の推進とともに、地域で連携して子どもを見守る体制づくりに努めます。また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関との連携を図り、防犯に配慮した環境づくりの推進を図ります。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 交通安全教育の推進	総務課 教育委員会	交通安全母の会を中心に、各学校において、子どもや保護者に対し、交通安全に関する教室を実施し、安心・安全な地域づくりに取り組みます。また、PTA等による安全指導を行う指導者の育成に努めます。
(2) あいさつ・声かけ運動の推進	総務課 教育委員会	地域において子どもが安全に生活することができるよう、PTA等の学校関係者や民生委員・児童委員など、地域住民による登下校時のあいさつ、声かけ、付添いなどをお願いし、子どもたちの安全確保に努めます。
(3) チャイルドシート・ベビーカーの貸与	総務課	交通事故から乳幼児の生命を守るため、チャイルドシート(6歳未満児)並びにベビーカー(3歳未満児)を乳幼児がいる家庭に貸与します。
(4) 防犯環境の整備	総務課 教育委員会	警察、学校、地域が連携を図り、子どもが犯罪被害にあわないよう防犯啓発等に努めます。また、防犯灯の整備への補助金の交付、有害図書や有害チラシの排除のためのパトロールの実施等に取り組み、防犯環境の整備に努めます。
(5) 学校における防犯対策の推進	総務課 教育委員会	緊急対応マニュアルの充実を図るとともに、不審者への対応等の防犯教育を推進します。 また、全児童への防犯ブザーの配布、交通安全母の会による保護者研修会の開催など、引き続き防犯対策を推進します。



基本目標 6	要保護児童へのきめ細かな支援の充実
---------------	--------------------------

(1) 支援が必要な家庭への対応

近年、子どもの権利を侵害する児童虐待が社会問題化するとともに、ひとり親家庭の増加等に伴い、子どもを取り巻く家庭の環境も変化しています。

このため、関係機関との連携により、児童虐待防止に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の多くは、子育てに関するさまざまな悩みを抱えており、各家庭の実情に即した相談支援体制の充実に努め、支援についての周知を図ります。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 児童虐待防止の充実	住民福祉課 健康推進課 教育委員会	児童虐待の早期発見や子育てに関する不安の軽減を図るため、家庭訪問による相談指導を行います。妊娠期からのリスクフォローの充実と合わせ、出生後早期の訪問により、継続フォロー者の把握と対応の充実を図ります。 併せて、関係機関との連携により要保護家庭への対策の検討・情報共有を図ります。
(2) ひとり親家庭の自立支援	住民福祉課	県（福祉事務所）との連携の下、機会を確保して母子自立支援員による就職支援相談を実施するなど、ひとり親家庭の自立支援を推進します。 児童扶養手当通知時にチラシを同封し、支援についての周知を図ります。
(3) ひとり親家庭に対する医療費の助成	住民福祉課	18歳までの母子（父子）家庭の子ども及び母（父）の医療費について、助成を行います（所得制限あり）。

(2) 障がい児施策

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。特に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、支援員を配置するなど各関係機関との連携を図り障がい児施策を推進します。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 障がい児保育の充実	住民福祉課 健康推進課	障がいのある子どもが町内の保育所等に通園できるよう、助成を行い、障がい児保育の充実を図ります。 また、医療的ケア児の保育ニーズが高まった場合、受入れについて検討します。
(2) 障がい児支援の充実	健康推進課 住民福祉課 教育委員会	障がいの早期発見・早期療育に向けた体制の充実を図ります。 また、障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じて、就学支援・教育体制の整備が図れるよう、特別支援学級に支援員を配置し、保護者の悩みに対応します。
(3) 特別支援教育体制の充実	教育委員会 健康推進課 住民福祉課	LDやADHD等の発達障害を含め、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善するため、各小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置するなど、適切な指導・支援を行う教育体制の充実を図ります。 併せて、特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、関係機関の連携を図ります。

※LD（学習障害）とは

基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しく困難を示すさまざまな障がいを指す。

※ADHD（注意欠陥・多動性障害）とは

主に児童期に発生し、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすなどの特徴がみられる。

※特別支援教育コーディネーターとは

学校内、又は福祉・医療等の関係機関との連絡調整役として、あるいは保護者に対する学校の窓口の役割を担うため学校に配置され、支援が必要な子どもに対する教育的支援を行う専門職。

(3) 経済的困難を抱える家庭への支援

①背景と位置づけ

子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村において子どもの貧困対策計画が努力義務とされたところです。本町の策定する子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策に資する事業も多く掲載されているところから、この計画に貧困対策を推進するための計画についても一体的に取りまとめ、各事業を推進していきます。

②県のアンケート調査結果について

長崎県では、平成30年11月に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。
(調査対象：県内の市町から抽出した小中学校に通う子どもとその保護者)

■子どもの貧困率■

(単位：%)

全国平均	長崎県	川棚町
13.9	11.2	10.7

※子どもの貧困率：子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。

※等価可処分所得：世帯年収（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割った額。

※貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額。長崎県の貧困線は97.2万円。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(1) 就学援助制度の実施	教育委員会	就学援助制度の周知を図り、経済的理由によって就学困難と認められる子どもの保護者に対して、援助を行います。
(2) ひとり親家庭の自立支援 (再掲)	住民福祉課	県(福祉事務所)との連携の下、機会を確保して母子自立支援員による就職支援相談を実施するなど、ひとり親家庭の自立支援を推進します。 児童扶養手当通知時に、チラシを同封し、支援についての周知を図ります。
(3) ひとり親家庭に対する医療費の助成 (再掲)	住民福祉課	18歳までの母子(父子)家庭の子ども及び母(父)の医療費について、助成を行い、子育て費用の軽減を図ります。
(4) 乳幼児医療費制度の実施 (再掲)	住民福祉課	中学生までの子どもの医療費にかかる一部負担金を助成し、子育て費用の軽減を図ります。
(5) 保育料の軽減 (再掲)	住民福祉課	国の制度に基づき、多子世帯、ひとり親世帯及び非課税世帯等の児童の保育料を軽減します。また、町独自に別途保育料の一部を軽減します。
(6) 放課後児童クラブ 利用料の免除	住民福祉課	母(父)子家庭の児童で、児童扶養手当等を受けている方等、要件を満たす場合の利用料の一部軽減を継続します。
(7) 出産祝金及び子育て 応援金の支給 (再掲)	健康推進課	第3子以降を出産した母親を対象に出産祝金を支給し、また、1歳に達した際には子育て応援金を支給し、子育て費用の軽減を図ります。

個別事業名	主な担当課	施策の概要
(8) 乳幼児用おむつごみ袋の無償配布（再掲）	住民福祉課	満3歳に達するまでの乳幼児を持つ保護者に対し、おむつを処分するためのごみ袋を配布し、子育て費用の軽減を図ります。
(9) 学校給食費の助成（再掲）	教育委員会	小学校から中学校に児童生徒が3人以上在籍する保護者に対し、3人目以降の給食費を助成します。
(10) 児童扶養手当制度の周知	住民福祉課	父母の離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため支給される手当の周知を図ります。



第4章 事業計画

第4章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策等を記載することとなっています。

(2) 本町の区域設定の考え方

本町の教育・保育提供区域の設定に当たっては、区域内の量の調整や、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育園利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、町全域を一つの区域として、量の見込と確保方策等を定めます。

その他の事業についても、町全域を一つの区域として設定し、各事業の量の見込と確保方策等を定めていきます。



■対象事業■

分類	事業名	事業内容	提供区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園や保育所(園)、認定こども園など	町全域
	特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数で保育する事業	
地域子ども子育て支援事業	①利用者支援事業	子育て家庭や妊婦及びその配偶者に、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	町全域
	②地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業	
	③妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業	
	⑤養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業	
	⑥子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)	
	⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業	
	⑧一時預かり事業	保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等で子どもを一時的に預かる事業	
	⑨時間外保育事業(延長保育事業)	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の利用時間帯を超えて、保育時間の延長を行う事業	
	⑩病児保育事業	病気の回復期にあり、集団での保育が困難な子どもを専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業(病後児対応型)	
	⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	
	⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業	私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業	

2. 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策

(1) 各年度における教育・保育の量の見込

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込を定めます。

(2) 教育・保育の提供体制

- 保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。
- 教育・保育の提供体制は、教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

認定区分		利用先
1号認定	・満3歳以上で教育を希望している子ども	認定こども園
2号認定	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども	保育所 認定こども園
	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	
3号認定	・満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

※町内に幼稚園がないため、1号認定の利用先は認定こども園のみ記載しています。

■令和元年度の実績■

(単位：人)

	令和元年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1～2歳
令和元年度実績	89	232	50	157

※令和元年10月1日現在

(3) 教育・保育施設の量の見込と確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに量の見込と確保方策を定めました。

■教育・保育施設の量の見込と確保方策■

(単位：人)

		令和2年度				計
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1～2歳	
①量の見込		81	233	52	160	526
②確保の内容	教育・保育施設	95	231	57	147	530
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
差異 (②-①)		14	▲2	5	▲13	4

(単位：人)

		令和3年度				計
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1～2歳	
①量の見込		80	230	50	149	509
②確保の内容	教育・保育施設	95	231	57	147	530
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
差異 (②-①)		15	1	7	▲2	21

(単位：人)

		令和4年度				計
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1～2歳	
①量の見込		76	221	49	143	489
②確保の内容	教育・保育施設	95	231	57	147	530
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
差異 (②-①)		19	10	8	4	41

(単位：人)

		令和5年度				計
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1～2歳	
①量の見込		75	217	48	139	479
②確保の内容	教育・保育施設	95	231	57	147	530
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
差異 (②-①)		20	14	9	8	51

(単位：人)

		令和6年度				計
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1～2歳	
①量の見込		70	204	47	137	458
②確保の内容	教育・保育施設	95	231	57	147	530
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
差異 (②-①)		25	27	10	10	72

【幼児教育・保育無償化への対応】

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別		対象となる子ども	内容
幼稚園		3～5歳	新制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業		0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子どもの利用料が無償化されます。
施設等 利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されません。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外（無認可）保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

(1) 利用者支援事業

本町では、子育て世代包括支援センター（母子保健型）の設置を進め、幅広いニーズに対応できるよう事業の推進を図ります。

■基本型・特定型■

単位：か所

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	実施なし	0	0	0	0	0
②確保の方策		0	0	0	0	0
差異(②-①)		0	0	0	0	0

■母子保健型■

単位：か所

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	実施なし	1	1	1	1	1
②確保の方策		1	1	1	1	1
差異(②-①)		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

本町では、現状に引き続き、子育て支援センター「きしゃぼっぼ（みのりこども園内）」「ちびちび（川棚町児童保育クラブ内）」で実施していきます。また、今後も子育て支援センターの利用率を上げていくために、より多くの子育て家庭が利用できる、利用しやすい施設環境等の整備に努めます。

単位：年間延べ利用人数（人日）、か所

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	4,843 (2)	4,052 (2)	3,795 (2)	3,681 (2)	3,581 (2)	3,510 (2)
②確保の方策		2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業		2	2	2	2	2
その他		-	-	-	-	-
差異(②-①)			0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査事業

妊娠期の適正な産婦人科受診を促すために、妊婦一般健康診査受診票を交付し、健やかな出産等を支援していきます。

単位：年間実利用人数（人）

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	156	175	169	164	159	153
②確保の方策		175	169	164	159	153
差異 (②-①)		0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

本町では、現状に引き続き実施していきます。また、要保護児童への必要な支援を行うとともに、虐待防止の啓発に努めます。

単位：年間実訪問人数（人）

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	100	93	90	87	85	81
②確保の方策		93	90	87	85	81
差異 (②-①)		0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

本町では、現状に引き続き実施していきます。

単位：年間実訪問人数（人）

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	20	20	19	19	18	17
②確保の方策		20	19	19	18	17
差異 (②-①)		0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

1施設に事業委託をしていますが、これまで利用実績はありません。今後も当該事業は継続して行います。

単位：年間延べ利用人数（人日）

	平成30年度 実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	0	7	7	7	7	7
②確保の方策		7	7	7	7	7
差異（②-①）		0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

本町では現在事業を実施していません。また、ニーズ調査による保護者の利用希望は僅かなものの、緊急時の預かり（確保策）として検討することとします。

単位：年間延べ利用人数（人日）

	平成30年度 実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	実施なし	9	9	9	9	9
②確保の方策		※要検討				

(8) 一時預かり事業

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるように、適正な支援に努めていきます。また、必要な保護者が利用できるように情報の提供に努め、制度の普及を図りながら実施を継続していきます。

①一時預かり事業（幼稚園型）

本町では、町内にある認定こども園（川棚純心こども園、みのりこども園）で、現状に引き続き実施していきます。

単位：年間延べ利用人数（人日）

	平成30年度 実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	9,761	7,795	7,535	7,300	7,088	6,792
②確保の方策		7,795	7,535	7,300	7,088	6,792
差異（②-①）		0	0	0	0	0

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

本町では、町内にある保育園及び認定こども園で、現状に引き続き実施していきます。

単位：年間延べ利用人数（人日）

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	817	384	370	357	349	334
②確保の方策		384	370	357	349	334
差異（②-①）		0	0	0	0	0

（9）時間外保育事業（延長保育事業）

本町では、町内にある保育園及び認定こども園で、現状に引き続き実施していきます。また、保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業を身近な地域で提供できるように必要な職員確保を図り、今後も適正な実施体制の確保に努めます。

■ 保育標準時間認定利用分 ■

単位：年間実利用人数（人）

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	275	283	273	263	257	246
②確保の方策		283	273	263	257	246
差異（②-①）		0	0	0	0	0

■ 保育短時間認定利用分 ■

単位：年間実利用人数（人）

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	90	97	95	93	89	85
②確保の方策		97	95	93	89	85
差異（②-①）		0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

本町では、町内にある認定こども園（みつばこども園）で、現状に引き続き実施していきます（病後児対応型）。

単位：年間延べ利用人数（人日）

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	98	102	97	94	92	88
②確保の方策		102	97	94	92	88
差異（②-①）		0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本町では現状に引き続き、「川棚町児童保育クラブ」、「白岳児童支援センター」、「みのり学童クラブ」で事業を実施していきます。

また、以下に新・放課後子ども総合プランの取組方針を記します。

【令和6年度までの取組方針】

- 小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。
- 放課後児童クラブ及び地区住民等の協力を得ながら、小学校の余裕教室等を活用した学習や体験・交流活動の実施に向け検討を行います。
- 放課後児童クラブなどの事業に関しては、教育部局と福祉部局で連携して実施していきます。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型に向けた検討を行います。

単位：年間実利用人数（人）、か所

	平成 30 年度実績		実施時期					
	実人員	施設数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
①量の 見込	1 年生	184	3	81	79	76	75	71
	2 年生			80	77	74	72	69
	3 年生			35	35	33	32	31
	4 年生			21	21	19	19	18
	5 年生			22	22	21	21	20
	6 年生			6	6	6	6	6
	計			245	240	229	225	215
②確保の内容			245	240	229	225	215	
差異（②-①）			0	0	0	0	0	

(12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築するため、教育等の提供体制の確保を図ります。

単位：年間実人数（人）

	平成 30 年度 実績	実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込	1	1	1	1	1	1
②確保の方策		1	1	1	1	1
差異（②-①）		0	0	0	0	0



第5章 計画の達成状況の点検及び評価

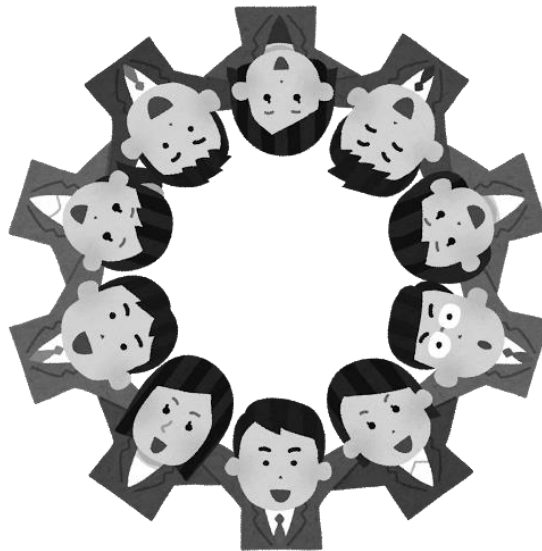
第5章 計画の達成状況の点検及び評価

1. 推進体制

計画の推進に当たり、保育・教育事業に対する市民のニーズに添えていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。また、社会情勢の変化や子育てに関する新たな課題についても、本計画に位置づけ、積極的に取り組んでいきます。

2. 計画の進捗管理

取組の点検・評価を行うため、利用者の視点に立った指標を設定し、施策の改善につなげていきます。また、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても評価を行います。



資料編

資料編

1. 川棚町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本町に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、川棚町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) その他町長が必要と認める事務

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委員以外の出席)

第8条 子ども・子育て会議において、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が町長の同意を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

2. 川棚町子ども・子育て会議委員名簿

	役 職	所 属	氏 名
1	委員長	川棚町副町長	馬場 直英
2	副委員長	川棚町民生児童委員協議会会長	岬 常春
3	委員	総代会会長	廣川 英雄
4	//	川棚町婦人会会長	山口 輝子
5	//	川棚町母子愛育班連合会会長	田中 満子
6	//	川棚町食生活改善推進協議会会長	寺井 信代
7	//	東彼商工会会長	山口 博昭
8	//	認定こども園園長代表（みのりこども園）	深草 誓弥
9	//	保育園園長代表（サルビア保育園）	松尾 幸祐
10	//	放課後児童クラブ施設長代表（川棚町児童保育クラブ）	石木 典子
11	//	認定こども園保護者代表（みのりこども園）	藤崎 敏将
12	//	保育園保護者代表（サルビア保育園）	平野 明香
13	//	川棚町PTA連合会会長	宮崎 豊
14	//	校長会代表（石木小学校校長）	山田 和則
15	//	川棚町教育長	竹下 修治
16	//	川棚町教育次長	荒木 俊行
17	//	川棚町健康推進課長	川内 和哉

(順不同、敬称略)

事務局長	川棚町住民福祉課長	成富 浩樹
事務局員	川棚町住民福祉課子育て支援係長	嶋田 秀治

3. 策定経過

開催日	審議内容等
平成31年1月11日 ～1月31日	「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の実施
平成31年3月27日	第1回川棚町子ども・子育て会議 ・第2期事業計画概要及び策定スケジュールについて ・アンケート（ニーズ）調査結果概要報告について
令和元年10月25日	第2回川棚町子ども・子育て会議 ・現計画における施策評価及び今後の方針について ・第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画案について（1章～2章）
令和元年12月23日	第3回川棚町子ども・子育て会議 ・第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画案について（3章～4章）
令和2年1月24日 ～令和2年2月7日	「第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画（案）」についてのパブリックコメントの募集
令和2年2月26日	第4回川棚町子ども・子育て会議 ・第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画案について



第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：川棚町 住民福祉課 子育て支援係

〒859-3692

長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1518 番地 1

TEL 0956-82-3130